【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年６月27日
【事業年度】	第12期（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
【会社名】	株式会社ＺＵＵ
【英訳名】	ＺＵＵ Ｃｏ.，Ｌｔｄ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　冨田　和成
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台一丁目３番１号
【電話番号】	03（4405）6102
【事務連絡者氏名】	取締役　永山　忠義
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布台一丁目３番１号
【電話番号】	03（4405）6102
【事務連絡者氏名】	取締役　永山　忠義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第８期	第９期	第10期	第11期	第12期
決算年月		2021年３月	2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月
売上高	（千円）	2,789,774	3,376,755	3,399,884	2,899,531	2,993,718
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	8,151	△242,701	209,792	126,142	54,957
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	（千円）	△300,087	△230,723	90,031	△45,163	120,104
包括利益	（千円）	△342,811	△268,737	54,162	391,237	△798,047
純資産額	（千円）	1,397,584	1,195,546	1,355,606	4,921,310	6,297,284
総資産額	（千円）	2,054,601	2,006,592	3,065,954	9,329,536	9,645,600
１株当たり純資産額	（円）	278.72	232.17	264.89	255.44	278.19
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	△67.91	△48.71	18.96	△9.51	25.29
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	18.94	―	25.26
自己資本比率	（%）	63.9	55.0	41.0	13.0	13.7
自己資本利益率	（%）	―	―	7.6	―	9.5
株価収益率	（倍）	―	―	53.55	―	31.60
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	231,063	△186,419	409,852	120,558	△737,648
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△275	△88,564	△106,644	△3,091,990	△564,027
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	691,201	56,601	154,277	3,310,905	2,077,555
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	1,253,624	1,035,443	1,493,162	1,837,984	2,653,113
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	110 (30)	126 (56)	140 (32)	149 (27)	121 (27)

（注）１．第８期から第９期及び第11期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

２．当社は2020年10月１日付で、普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

３．第８期から第９期及び第11期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。

４．第８期から第９期及び第11期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

５．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は年間平均人員数を（　）内に外数で記載しております。

６．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第９期の期首から適用しており、第９期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第８期	第９期	第10期	第11期	第12期
決算年月		2021年３月	2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月
売上高	（千円）	2,680,468	3,310,683	3,280,123	2,315,939	1,929,274
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	178,040	△128,686	289,304	△126,404	△479,149
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	△357,180	△233,210	106,880	△168,495	△87,330
資本金	（千円）	856,285	879,556	879,556	879,556	879,556
発行済株式総数	（株）	4,708,140	4,749,860	4,749,860	4,749,860	4,749,860
純資産額	（千円）	1,397,373	1,220,012	1,324,746	1,152,180	1,056,557
総資産額	（千円）	1,963,656	1,725,967	2,008,331	1,765,024	1,858,394
１株当たり純資産額	（円）	280.09	238.33	260.81	225.34	206.95
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	△80.83	△49.24	22.50	△35.48	△18.39
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	22.49	－	－
自己資本比率	（%）	67.2	65.6	61.7	60.6	52.9
自己資本利益率	（%）	－	－	9.0	－	－
株価収益率	（倍）	－	－	45.11	－	－
配当性向	（%）	－	－	－	－	－
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	98 (30)	114 (56)	123 (32)	121 (27)	98 (24)
株主総利回り	（%）	164.6	144.2	84.2	84.9	66.3
（比較指標：東証グロース市場250指数）	（%）	(194.0)	(127.4)	(120.9)	(151.8)	(134.9)
最高株価	（円）	2,746 ※6,200	2,429	1,783	1,219	1,082
最低株価	（円）	1,607 ※2,000	991	924	510	645

（注）１．当社は2020年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。
２．当社は配当を行っておりませんので、１株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
３．第８期から第９期及び第11期から第12期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
４．第８期から第９期及び第11期から第12期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
５．第８期から第９期及び第11期から第12期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

６．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は年間平均人員数を（　）内に外数で記載しております。

７．最高株価及び最低株価は、2022年４月４日より東京証券取引所（グロース市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（マザーズ市場）におけるものであります。

8. 第８期の最高株価及び最低株価については、当社は2020年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しており、株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しております。※は株式分割による権利落前の株価であります。

9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第９期の期首から適用しており、第９期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

２【沿革】

法人の経営にとって、ヒト・モノ・カネが三大資源と呼ばれるように、個人が一人一人の人生を経営すると考えると、法人と同様にヒト・モノ・カネが重要になると、当社は考えております。しかし、多くの個人にとって、ヒトやモノに関する知識はありますが、カネに関わる知識、いわゆる金融リテラシーは低く留まりがちです。この個人が人生を経営する上で重要なカネの部分における課題解決を行い、一人一人がより夢や目標に挑戦することができる時代を創るために、2013年４月に、当社代表取締役である冨田和成は、金融とテクノロジーを融合させたフィンテックに関わるサービスを展開すべく当社を設立しました。

2013年４月	東京都渋谷区東において、株式会社ＺＵＵを設立
2013年４月	金融資産3,000万円以上あるいは年収700万円以上のアッパーマス～富裕層向けの金融経済メディア「ZUU online」をリリース
2013年９月	本社を東京都渋谷区桜丘町に移転
2014年12月	本社を東京都渋谷区道玄坂に移転
2015年11月	本社を東京都目黒区に移転
2016年４月	100%子会社として、シンガポールに子会社 ZUU SINGAPORE PTE. LTD.（現連結子会社）を設立
2016年４月	東南アジアのアッパーマス～富裕層向けの金融経済メディア「ZUU online」東南アジア向けをリリース
2018年６月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年１月	融資型クラウドファンディング（ソーシャルレンディング）比較サイト「クラウドポート」を事業譲受し、「ZUU funding」をリリース
2019年４月	100%子会社として、ZUU Funders株式会社を設立（現連結子会社）
2019年４月	100%子会社として、ZUU Lending株式会社（2019年9月 株式会社ZUU IFAに商号変更）を設立（現連結子会社）
2019年11月	株式会社COOL SERVICES及びその子会社である株式会社COOLを子会社化（現連結子会社）
2020年２月	株式会社ユニコーンを子会社化（現連結子会社）
2022年４月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2023年１月	株式会社AWZ（2023年3月株式会社ZUU Wealth Managementに商号変更）を子会社化(現連結子会社)
2025年３月	株式会社経済界及び経済界倶楽部を子会社化（現連結子会社）

３【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社17社及び関連会社２社で構成されております。

昨今、金融商品が益々その複雑さを増している中、金融商品を提供する金融機関と個人との間に大きな“情報の非対称性”が存在していると、当社では考えております。そのようなことから、金融商品に潜在的に興味は有していても、当該商品のリスクやリターンにかかる情報が専門的過ぎて理解できないために、実際の購買活動（投資や借入等）を躊躇している個人が多くいると思われます。その非対称性を取り除くことで、個人が自身のお金と時間につき積極的に考えてもらえるよう、当社グループは、フィンテック(1)・プラットフォーム事業として、金融領域特化型ウェブ/スマートフォン・メディアの運営を中心とした、金融関連市場に特化した各種サービスを展開するとともに、フィンテック・トランザクション事業としては融資型・株式型クラウド・ファンディング及び商品仲介業並びに保険代理業、PDCA関連サービスを展開しております。

昨今の日本のインターネット利用環境は、スマートフォンの急速な普及もあり、総務省の統計によるとインターネットを利用している個人の割合は13～69歳の各年齢層で９割を超える水準となっております（「令和５年通信利用動向調査の結果」総務省）。これらのインターネットの急速な普及に伴い、流通する情報量は急激に増加した一方、必ずしもユーザーが閲覧したい適切な情報を速やかに取得できる環境は整備されておらず、特に専門性が高いものほど難解なものが多いため、情報そのものが有効活用されない状況にあると考えられます。

このような環境の中、当社グループのフィンテック・プラットフォーム事業では、"お金に関するリテラシー向上"に寄与する情報の提供を企図し、金融資産3,000万円以上あるいは年収700万円以上のアッパーマス～富裕層を主なターゲットとした「ZUU online」等の金融領域特化型の自社メディア運営を行っております。そして、それら自社メディアの運営に加え、そこでのノウハウを活用し、金融や不動産企業向けに、DXの支援として、インターネット上の情報発信を目的としたメディア・プラットフォーム(2)の構築/運営やデジタル・マーケティング領域におけるコンサルティング等を実施しております。

当社グループは、「ZUU online」を金融領域におけるポータル・サイトと位置付け、まず一般個人ユーザーへ金融関連情報を提供することでサイトの活性化を図り、次に、広告掲載等をとおして金融や不動産企業等に同ユーザーへの接触機会を提供することで、結果、本邦金融業界における数少ないインターネット上の“B to Cプラットフォーム(3)”の役割を担うことを目指しております。同プラットフォームを拡大させるために、当社グループでは、自社メディアへの訪問ユーザー数の増加に注力しております。このように、当社グループでは、顧客企業に、オフラインでは非効率的であったリード・ジェネレーション及びリード・ナーチャリング(4)を主とする営業/販促業務を、インターネットを介することで効率的に推進できるように支援をしています。

なお、サービス開始以降における自社メディアへの月間訪問ユーザー数(5)推移は以下のとおりです。

年度	月間訪問ユーザー数（千人）
	合計
2015年３月期	1,130
2016年３月期	1,931
2017年３月期	3,019
2018年３月期	4,282
2019年３月期	7,030
2020年３月期	12,564
2021年３月期	12,816
2022年３月期	20,660
2023年３月期	24,859
2024年３月期	15,809
2025年３月期	23,514

(注 1)：フィンテックとは、Financeと Technologyを掛け合わせた造語で、最新のIT技術をベースにした新しい金融サービス全般を意味します。

(注 2)：メディア・プラットフォームとは、ホームページ以外で企業が保有する自社商材をインターネット上で発信/啓蒙し、潜在顧客である一般個人ユーザーを囲い込む、いわゆるオンライン上の営業店のような場を指します。

(注 3)：B to Cプラットフォームとは、Business to Consumer（企業の個人向けビジネス）向けに、商品やサービス提供を行えるプラットフォーム（場）を意味します。

（注 4）：「リード・ジェネレーション」とはリード（潜在顧客）を“獲得”するため、そして、「リード・ナーチャリング」とは同リードを顕在顧客へと“育成”するため、のマーケティング施策をそれぞれ意味する当社の造語であります。

（注 5）：月間訪問ユーザー数とは、1ヶ月間において、「ZUU online」等の自社メディアにアクセスした人数を表しております。ページ閲覧数とは異なり、同一人物が期間中に自社メディアを複数回訪問したとしても、期間中のユニーク・ユーザーは１人となります。

当社グループは、「機会格差を解消し、持続的に挑戦できる世界へ」というパーパスの下、「挑戦を加速させる資本へのアクセシビリティを自由に解放し、世の中に存在する様々な機械格差を解消する。そして、90億人が自分の夢や人の夢に熱狂し、心から応援し合いながら、ともに挑戦を楽しみ続けている世界を実現する。」をビジョンに掲げ、フィンテック・プラットフォーム事業及びフィンテック・トランザクション事業を展開しております。当社グループの収入源である主たるサービスの概要と特徴は、以下のとおりです。

セグメント名	サービス内容
フィンテック・プラットフォーム事業	・ユーザーへの金融コンテンツ提供 ・デジタル店舗の掲載 ・金融機関等への送客事業 ・広告掲載 ・アドバイザーマッチング ・スモールM&A仲介 ・メディア・プラットフォームの構築と運営 ・デジタル・マーケティング領域におけるコンサルティング
フィンテック・トランザクション事業	・IFA事業 ・株式型クラウド・ファンディング ・融資型クラウド・ファンディング ・ファンドを活用した資金調達支援及び資金運用支援 ・当社のコアバリューである鬼速PDCAをベースとした業務効率化・生産性向上のためのPDCAシステム及び付帯する組織コンサルティング

(1) フィンテック・プラットフォーム事業

（メディアの運営）

金融に興味を有する一般個人ユーザーを集客する自社メディアを開発・運営し、金融機関等とユーザーのマッチングを行っております。具体的には、金融関連サービスのニーズを有する潜在層ユーザー向けのリード・ジェネレーション記事、リード・ナーチャリング記事を発信することで、ユーザーが金融商品サービスの比較・検討や情報入手を行う土台の環境作りを行うと同時に、そうしたユーザーにリーチしたい顧客企業の営業/販促活動を支援しています。収益モデルとしては、顧客企業又は顧客企業が取り扱う商材のプロモーションを行う目的で、有償にて制作され自社メディアに掲載する記事広告のテキストやバナー画像にリンクを張ることにより、当該テキストや画像をユーザーがクリックすると顧客企業のウェブサイトに誘導され、当社は、広告掲載場所、広告掲載サイズ、読者数や送客ユーザー数等（6）に応じて、広告料を受け取っております。また、当社で運用を支援しているメディア・プラットフォームを保有している企業に対し、自社メディアを活用したプロモーション施策（メディア・プラットフォームのアクセス数増加施策等）の支援も行っております。また、共同でメディア・プラットフォームを運営している企業に対する支援も行っており、その報酬を受け取っております。なお、本サービスにおける特徴は、以下のとおりであります。

（注 6）：例えば、広告掲載場所とは、記事広告は「ZUU online」の右側PR枠、バナー広告はウェブサイトの背景全体や「ZUU online」の右側PR枠の上部となります。また、広告掲載サイズは、当該広告の掲載場所次第で異なるものになります。最後に、読者数とはPV数、送客ユーザー数とは記事広告やバナー広告を介して顧客企業のウェブサイトに遷移したユーザー数、のことをいいます。

①エグゼクティブで資産運用ニーズを有するアッパーマス～富裕層ユーザーへのフォーカス

「ZUU online」は、創業以来、ターゲット・ユーザー層を金融資産3,000万円以上あるいは年収700万円以上のアッパーマス～富裕層に定め、運営をしております。また、ユーザーの行動履歴データ及び会員データから詳細な独自のデータベースを蓄積、分析を進め、ユーザーの“見える化”に努めております。

このデータベースの拡充に伴い、One-to-Oneマーケティング（7）に沿った様々なウェブ・ソリューション・サービスの提供がますます可能となります。具体的には、各会員の趣向や属性に即して、最適化されたターゲティング広告の配信、顧客企業による各会員への個別の情報配信等、を開始しております。

（注 7）：One-to-Oneマーケティングとは、従来型のマス・マーケティングの対局に位置する考えで、ユーザー一人ひとりの趣向や属性等を基とした上で、各ユーザーに対して個別にマーケティングを行っていくものです。

②質を重視した、専門的分野におけるコンテンツの制作力

当社グループは、ユーザー・ニーズを的確に意識した編集チームを配し、企画及び編集を担いつつ、外部の金融関連専門家（ファイナンシャル・プランナー、ファンド・マネージャー、証券アナリスト等）との協力関係も有し、同専門家の隙間時間等を有効活用するための仕組みを取り入れたライター管理システムを当社グループ独自で構築・運用しています。なお、当社グループのメディアは専門性の高い金融関連系であるため、コンテンツはトレンドに影響を受ける

側面が小さく陳腐化が遅いため、コンテンツがストックしていく特性があります。よって、ユーザーのアクセス量がコンテンツ量に比例する傾向があるメディア・ビジネスにおいて、当社グループは制作面において、費用対効果を意識した効率化を推進できております。

③広告単価の水準

一般的に、投資信託、生命保険、住宅ローンや不動産等を取り扱う金融関連業界は、衣服や食品等を取り扱う他オンライン取引業界と比較し、その取引額が高額になりがちなため、当社グループの広告単価も、消費財を取り扱う場合との比較においては高水準となるものと認識しております。加えて、「ZUU online」をはじめとする自社メディアは、ユーザーへ情報提供から比較まで幅広く支援できるため、潜在層ユーザーの（金融等への）興味を喚起することで、顕在化できることに特徴があります。そのため、高単価での受注獲得に寄与していると考えます。

（顧客企業へのソリューション提供）

本サービスは、顧客企業の業務効率化の一環として、インターネット上での広告宣伝、集客、そして購買活動を支援すべく、主に当該企業よりメディア・プラットフォームの構築及び運用の支援、デジタル・マーケティング領域におけるコンサルティング等を行っているものであります。具体的には、メディア・プラットフォームの構成及びそこで発信するコンテンツ（記事）方針にかかるコンサルティング、プラットフォームの構築や日々の保守運用、コンテンツの制作、集客及び購買に至るまでの対策のコンサルティングにつき、その報酬を受け取っております。

なお、本サービスにおける特徴は、以下のとおりであります。

①自社メディアの構築及び運用の実績とそれに基づくデジタル・マーケティングのノウハウ

昨今、本邦金融業界においては、欧米諸国の例に倣い、インターネット上での集客そして購買活動の促進を主としたフィンテック化需要の高まりが見受けられます。しかし、これまでほぼオフラインのみでの営業活動を行ってきた金融や不動産企業にとっては、インターネット上でのそれら活動は容易ではなく、多くの企業が苦戦を強いられているのが実情です。それらのニーズに対応するため、当社グループのメディア構築及び運用の実績・ノウハウが有効活用されております。具体的には、インターネットを介することによる業務効率化の施策として、顧客企業に、当社グループの自社メディアで蓄積したリード・ジェネレーション及びナーチャリングのノウハウに基づく営業/販促支援を行っています。

②自社メディアへのアクセス・ユーザー数

一般的に、アッパーマス～富裕層ビジネスは、当該対象ユーザーへのアクセスが容易でないことが大きな課題となりがちです。そのような課題を有する企業にとって、当社グループが当該企業のメディア・プラットフォームの構築/運用を支援するとともに、そこでの記事を「ZUU online」でも転載することによる連携で、「ZUU online」を訪問するユーザーへ間接的に接触することが可能となります。

③金融業界を熟知した上でのインターネット・ソリューションの提供

上記のように金融業界におけるフィンテック化が注目を集める中で、『その広大な定義に対して何から手を付けるべきか』、『どのようにフィンテック化していくべきか』等、が重要なテーマとなりつつあると当社では考えております。当社は、金融業界出身者が多くを占めるインターネット企業であるため、同業界での顧客企業への深い理解を前提としたインターネット・ソリューション・サービスを提供でき、そのような業界テーマへも的確に対応することができます。

（２）フィンテック・トランザクション事業

（IFA事業）

IFA事業とは、顧客に金融機関から独立した立場で資産運用に関する専門的アドバイスを提供し金融商品の紹介や保険の紹介を行う事業です。当社グループでは金融商品仲介業及び保険代理業等をおこなっております。

（株式型クラウド・ファンディング）

株式型クラウド・ファンディングとは、インターネットを通じて多くの人が少額の資金を出して、未上場の新規・成長企業の株式に投資することが出来る仕組みです。当社グループではクラウド・ファンディングを利用して資金を集めたい企業と未上場企業の株式に投資したい個人を結びつけ、集まった資金に応じて手数料収入を得ております。

（融資型クラウド・ファンディング）

融資型クラウド・ファンディング（ソーシャルレンディング）とは、インターネットを通じて多くの人が少額の資金を投資して、企業への貸付を行い、その利息を投資額に応じてリターンとして得ることが出来る仕組みです。当社グループではクラウド・ファンディングを通じて集めた資金を、対象企業へ貸付け、運用することで収入を得ております。

（ファンドを活用した資金調達支援及び資金運用支援）

ファンドを活用した資金調達支援及び資金運用支援とは、ファンドを通じて調達した資金を、成長資金ニーズのある企業に投資をすることにより、資金の受け手である企業に対しては、資金の調達支援を行い、一方で、資金の出し手である企業や個人に対しては、資産運用の機会を提供しております。資金の受け手である企業からは資金調達におけるアドバイザリー報酬を、資金の出し手である企業や個人からは資産運用の手数料を収入として得ております。

（PDCA関連サービス）

当社のコアバリューである鬼速PDCAをベースとして、仕組みの導入・定着に向けた支援を実施するとともに、顧客のPDCA最適活用を目指し、主に経営・マネジメント・セールス面のPDCAプロセスをクラウド上に可視化するサービスを提供しております。

４【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
（連結子会社） ZUU SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール シンガポール市	900千 シンガポールドル	フィンテック・ プラットフォーム事業	100.0	役員の兼任
(株)COOL	東京都世田谷区	88,000 千円	フィンテック・ トランザクション事業	83.9 (83.9)	業務提携 資金援助 従業員派遣
(株)COOL SERVICES （注）３	東京都世田谷区	93,099 千円	同上	83.9	資金援助
(株)ユニコーン	東京都新宿区	310,125 千円	同上	62.5	従業員派遣
(株)ZUU Wealth Management （注）３、５	東京都港区	15,000 千円	同上	100.0	業務提携 役員の兼任 非債務保証 被担保提供
ZUU Funders(株)	東京都港区	10,000 千円	同上	100.0	業務提携 役員の兼任
(株)ZUU IFA	東京都港区	10,000 千円	同上	100.0	役員の兼任
ZUU ターゲットファンド for SBC Medical Group HD 投資事業組合 （注）３	東京都港区	2,401,295千円	同上	0.8 (0.8)	―
ZUU ターゲットファンド for SBC Medical Group HD ２号投資事業組合 （注）３	東京都港区	1,448,480 千円	同上	0.4 (0.4)	―
ユニコーンターゲットファンド for シコメルフードテック投資事業有限責任組合	東京都港区	64,000 千円	同上	1.6 (1.6)	―
ZUU & De Capital ターゲットファンド for KKday投資事業組合 （注）３	東京都港区	196,132 千円	同上	0.8 (0.8)	―

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
ZUU ターゲットファンド for PlayMining投資事業有限責任組合（注）３	東京都港区	912,000千円	同上	0.2(0.2)	―
ZUU ターゲットファンド for ミツフジ投資事業有限責任組合	東京都港区	828,000千円	同上	0.2(0.2)	―
ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ投資事業有限責任組合	東京都港区	633,000千円	同上	0.2(0.2)	―
株式会社Xpro	東京都目黒区	10,000千円	フィンテック・プラットフォーム事業	70.0	役員の兼任
株式会社経済界	東京都千代田区	111,700千円	同上	40.3	役員の兼任
株式会社経済界倶楽部	東京都千代田区	30,000千円	同上	40.3(40.3)	―

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
（持分法適用関連会社）株式会社NET MONEY	東京都港区	5千円	フィンテック・プラットフォーム事業	30.0	資金の援助業務提携

（注）１．「主要な事業の内容」欄は、セグメントの名称を記載しております。
２．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
３．特定子会社であります。
４．議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
５．(株)ZUU Wealth Managementについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	①	売上高	664,693千円
	②	経常利益	236,885千円
	③	当期純利益	145,128千円
	④	純資産額	298,604千円
	⑤	総資産額	382,503千円

５【従業員の状況】

（１）連結会社の状況

2025年３月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
フィンテック・プラットフォーム	51 (5)
フィンテック・トランザクション	49 (7)
共通	21 (15)
合計	121 (27)

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員数を（ ）内に外数で記載しております。

（２）提出会社の状況

2025年３月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
98 (24)	34.3	3.1	6,544

2025年３月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
フィンテック・プラットフォーム	51 (5)
フィンテック・トランザクション	32 (7)
共通	15 (12)
合計	98 (24)

（注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員数を（ ）内に外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

（３）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

（４）管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

①提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（%）（注）１．	男性労働者の育児休業取得率（%）（注）２．	労働者の男女の賃金の差異（%）（注）１．			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
6.8	57.1	63.5	69.9	51.8	

（注）１．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
２．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

②連結子会社

連結子会社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

（１）経営方針

当社グループは、金融サービスに対しIT技術を活用し、金融に関わる“情報の非対称性”の解消、高品質なコンテンツによるユーザーへの情報収集・比較の機会の創出を図ることを目的に、ウェブ・サービスを開始いたしました（フィンテック・プラットフォーム事業）。ただし、ウェブ・サービスにおいては、その技術革新がめまぐるしく起こり、ユーザーの行動様式の変化は早く且つ激しく、また他社による新規参入や新規サービスの出現も少なくないことから、フィンテック・トランザクション事業を立ち上げました。フィンテック・トランザクション事業では、コアバリューであるPDCAコンサルティングのほか、金融ライセンスを自社グループで保有し、顧客の窓口的存在として資産運用を支援し、また、クラウドファンディングや投資ファンドの運営を行うことで、資金調達や資金運用を直接支援しております。

事業環境の変化がますます激しさを増す中で、変化へ柔軟に対応していくとともに、事業基盤の更なる確立・強化、新規事業の展開、優秀な人材の確保・育成や組織体制の整備・拡充に注力して参ります。

（２）経営戦略等

(a) 事業基盤であるフィンテック・プラットフォームの更なる地位確立と強化

当社グループは、金融系メディアを事業基盤としており、今後の更なる事業成長のためには、当該メディアの規模及び提供するコンテンツの拡充、システム開発力の向上、ブランド力の強化が不可欠であります。そのために、当社のメディアを活用するユーザーへのサービス・ラインナップを順次拡充、UI/UX（注）の向上に伴うサイト基盤の強化、スマートフォン・アプリの継続的な改良と機能追加、外部企業とのコンテンツでの連携強化、コンテンツの効率的な制作体制の構築とそれに伴うコンテンツ量の増大、費用対効果を伴った広告宣伝施策による会員を中心とするユーザー層の拡大、等を積極的に推進して参ります。

（注）：UI/UXとは、User Interface/User Experienceの略で、UIはユーザーが画面を操作する時の表示や言葉等の表現や操作感を、UXはユーザーがサービスを通じて得られる体験・感じたことを、それぞれ意味します。

(b) 新たな事業基盤であるフィンテック・トランザクションの更なる拡大

当社グループの新たな事業基盤であるフィンテック・トランザクション事業を更に成長させるために、富裕層・経営者ネットワークの形成、金融商品ラインナップの拡大、金融プロフェッショナル・アドバイザーの増強に取り組んで参ります。そのためには、M&Aやアライアンスにも積極的に取り組んで参ります。

(c) 新規事業・サービスへの積極的な取り組み

当社グループが企業価値を向上させ、高い成長を継続させていくためには、事業規模の拡大とマネタイズの多様化を図っていくことが必要と認識しております。そのためには、積極的に新規事業・サービスを立ち上げしていくことが課題と認識しております。このような環境下において、当社グループはユーザーの属性や行動履歴データの蓄積に伴うユーザーの会員化、金融免許が必要となるクラウド・ファンディングの領域等の新たなサービス展開を随時開始しており、今後も次の柱となる事業の創出に向けて取り組んで参ります。

(d) アライアンスの強化による事業の拡大

当社グループでは、全国の金融事業者及び金融事業に参入を目指す非金融事業者を事業パートナーと位置付けております。今後も、既存の事業パートナーとのアライアンスの強化、新たな事業パートナーの拡大によって、双方にメリットのある取り組みを進め、強固なエコシステムの構築を目指して参ります。

(e) システムの安定性確保

当社のサービスはインターネットを通じて提供されており、システムの安定的な稼働及び何らかの問題が発生した際の適切な対応が重要であると考えております。今後も事業規模の拡大に応じた適切な設備投資を行い、システムを整備・強化し、システムの安定性確保に努めて参ります。

(f) 優秀な人材の確保・育成

当社グループは、今後の事業拡大や継続的な成長を目指す上で、社内外の優秀な人材（“人財”）の採用と育成が極めて重要な課題であると認識しております。そのため、能力のみならず、当社の経営理念と企業文化を共有できる人材の採用強化を心掛け、また、社外の優秀な専門家との良好な人的ネットワークの構築・維持も図って参ります。加えて、既存社員の能力及びスキルの向上のため、各種研修等の人材育成制度を充実させることによって、企業と人材が共に成長することのできる体制の整備・維持・改善を積極推進して参ります。

（３）対処すべき課題

(a) 組織体制の整備・拡充

当社グループが今後更なる業容の拡大を実現するためには、業務効率化の徹底と合わせて、支障なく経営管理業務を遂行できるように社内体制や人員の強化を図り、企業としての基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのため、内部統制を有効に整備し、運用を推進することで、内部管理体制を強化して参ります。更に、事業の透明性を高めることは、ユーザー、顧客企業、株式市場等の皆様からの信頼を得るためには極めて重要なことであり、引き続き、財務報告等の開示体制の強化に努めて参ります。

(b) コンプライアンス体制及び情報管理体制の強化

当社グループの主要な顧客が属する金融業界においては、金融取引だけでなくその広告に関しても、法令、業界団体の自主規制等があります。また、顧客企業の多くが株式公開企業であることもあり、当社グループとの取引において顧客企業のインサイダー情報を取り扱う場合があります。当社グループが適正な事業活動を行うためにも、コンプライアンス及び情報管理を徹底していくよう努めて参ります。

２【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次の通りであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社グループでは、サステナビリティの重要な項目について、取締役会で議論を行うとともに、リスク管理の統括機関として「リスク管理委員会」を設置しサステナビリティ関連のリスクを含むリスク項目の把握、対策の検討を行っております。「リスク管理委員会」は代表取締役を議長として、顕在化したリスクの報告やその対応方針、今後の対策について、優先度を選別・評価し、迅速な意思決定を図っております。

(2) 重要なサステナビリティ項目

上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は以下の通りであります。

１．情報セキュリティに関する方針策定・対応
２．人的資本の向上と多様性の確保

それぞれの項目に係る当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次の通りであります。

１．情報セキュリティに関する方針策定・対応

当社グループはフィンテック企業として情報セキュリティ強化をサステナビリティの重要な項目に掲げ、コーポレート・マネジメント部情報システムグループの管轄のもと対策を強化しております。ISMSを元にした規定の検討・現状とのギャップ分析からのセキュリティガイドライン作成、グループ全体のセキュリテイ調査実施、グループ全体のセキュリティ強化など、半期ベースでFISC安全対策基準に準ずるセキュリティ対策事項を掲げ、全社でのセキュリティ対策に取り組んでおります。また情報セキュリティ対策について定期的に内部監査を実施します。

特定したセキュリティ面に関するリスク及び機会は、「リスク管理委員会」の場で共有・対策を検討し、全社で取り組んでおります。

また、役員並びに従業員（契約、派遣社員など含む）、グループ会社員に情報セキュリティ教育を定期的及び随時に行います。

２．人的資本の向上と多様性の確保

当社グループでは「機会格差を解消し、持続的に挑戦できる世界へ」というパーパスのもと、継続的な企業価値向上をめざし、2019年より人的資本向上のための部門を構築し、５年超にわたり人的資本の多様性の向上に取り組んできました。

現在、人的資本向上に向け、①～③のテーマを施策として推進しています。

①「個のキャリア支援」

・「個人が夢や目標に向かって成長できる組織」を掲げ、人的資本の向上につながる「個人の人材価値」を高める支援のため、全社員と四半期ごとのキャリア面談を行っています。また人事部門内に人材育成をミッションとする部門を持ち、 社員ひとりひとりのキャリア形成をサポートする役割を担っています。社員ひとりひとりと向き合い、将来やりたい業務や目指したいキャリア像を聞き、それに基づいたアドバイスや機会の提供を行うことで、人材価値の向上を実現しています。

・また人材育成を目的とした研修にも力を入れて取り組んでおり、新卒入社1・2年目社員を対象にした「ジュニア研修」や、リーダー職以上を対象にした「マネジメント研修」、希望者は誰でも参加可能な「金融リテラシー研修」を年間通して開催しています。

②「挑戦する機会の提供」

・当社は「多様な人材ひとりひとりに、挑戦する機会が与えられた組織を作る」という理念を持ち、自ら手を上げる人材の意思を尊重しています。その一例として、2022年度は金融教育が義務化され、当社でも「金融教育プロジェクト」を立ち上げましたが、プロジェクトメンバーは社内で公募とし、手を挙げた人材全員がプロジェクトに参画し、メディアの立ち上げ、東京都の中学校、高校を中心に金融教育の授業の実施などを行いました。

・四半期に一度の面談では、全社員と「挑戦したいテーマ」について対話することを行っており、対話した内容を社内システムで一元管理することで、データを活用したひとりひとりの挑戦機会の提供を作り出しています。

③「多様性の推進」

・2019年度より、従業員の多様性を確保するために、「性別」「経験」「国籍」の３つの多様性を掲げ、組織改革を推進しています。新卒採用における女性採用比率は、2025年度50%という水準になっており、管理職候補として設定するチームリーダー職における女性比率も増加中です。

・また2024年度は、新卒採用において、外国籍人材の採用を強化し、オンラインでのアジア圏人材の採用プロジェクトなど、施策を積極的に行い中国、韓国、マレーシア、バングラデシュ籍の素晴らしい仲間を迎え入れることができました。

・こうした人材の多様性を確保するために、リモートワークの推進や、人事部門内のフォロー体制の強化など、取り組みを実施しています。

(3) 指標及び目標

当社グループでは、上記において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績（当連結会計年度）
新規採用におけるジェンダー比率	男性：女性比率 50%：50%	男性：女性比率 79.3%：20.7%
新規採用における外国籍 人材比率	全採用数の10%以上	2024年度：6.9%
新規リーダー職以上登用者数	15名以上	8名

３【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

１．事業内容及び当社グループのサービスに係るリスクについて

① 広告・マーケティング収入への依存について

当社グループが行っているフィンテック・プラットフォーム事業においては、広告・マーケティング収入が主要な収益であります。前述のとおり、インターネットの普及や同広告市場は年々拡大傾向にありますが、マーケティング活動は全般的に景気動向の影響を受けやすく、顧客企業における広告マーケティング費の支出が縮小する場合は、当社グループの事業及び業績に大きな影響を与える可能性があります。

② 競合について

当社グループは、インターネットを介したメディア及び業務効率化支援をビジネス領域としておりますが、同領域においては、大手企業を含む多くの企業が事業展開をしております。その中で、当社グループとしては、コンテンツの質・量の充実、サービス内容の拡充、ウェブ・マーケティング技術の発展、ユーザビリティの向上等により、他社との差別化を図り市場における優位性を確立して参りました。今後も、当社グループでは、それら経営努力を怠ることなく一層の強化を推進していく方針ではありますが、他社による新規参入や既存事業拡大等により競争が激化した場合には、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 自社メディアへの訪問者数の伸びについて

当社グループでは、前記「第１　企業の概況　３　事業の内容」に記載しているとおり、自社メディアへの訪問ユーザー数の増加に注力しております。しかしながら、競合メディアの登場や、グーグル等の検索エンジンのアルゴリズム変更等により、同ユーザー数が想定どおりに増加しない可能性はあります。そして、そのように増加しない場合、自社メディアの広告媒体としての価値が低下し、顧客企業にとって同価値が発注の判断材料の一つであるため、メディア・プラットフォーム事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ インターネット業界における技術革新やユーザー・ニーズのスピードについて

インターネット業界においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおり、これに合わせるようにユーザーのニーズも著しく変化しております。現在、当社グループではこれらに対応すべく、サイト機能のサービス拡充、及び必要であれば迅速な事業戦略の修正等も行う考えであります。しかしながら、今後、予期しない技術革新等があった場合、一定のスキルを有した技術者の確保が想定どおりに進まない場合、もしくはユーザーのニーズの把握が困難となり、十分な機能拡充が提供できない場合等、ユーザーに対する訴求力が弱まり、メディアとしての価値が相対的に低下し、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 経済状況について

当社グループが運営・管理するファンドでは、日本・アジア・米国の上場・非上場の株式等に投資をしております。ファンドのパフォーマンスは、日本・アジア・米国の経済情勢や株式市場の動向に影響を受けます。また、外貨建てで行う海外投資については、為替変動の影響を受けます。

⑥ 新規事業・サービスが想定どおりに進捗しない可能性について

当社グループでは、前記「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　(2) 経営戦略等　(b) 新規事業・サービスへの積極的な取り組み」に記載しているとおり、中長期的な成長のためには、新規事業・サービスの円滑な立ち上げが永続的な課題と認識しております。そのような中で、競合企業に先んじて進出されユーザーやクライアント企業を奪われる、インターネット業界における技術革新に的確に適応できない、必要な法的許認可を取得できない、及び、必要な人材の獲得・育成が進展しない等の、新規事業・サービスの立ち上げに支障を与える可能性があります。

２．インターネット市場及び同関連市場に関するリスクについて

当社グループの主力事業はインターネット関連サービスであり、同事業の継続的な成長には、更なるインターネット環境の整備と利用者増、そして、それらに伴うインターネット広告市場の拡大が必要と考えております。前述のと

おり、本邦において、インターネット普及率は高く、それに伴い、インターネット広告市場及びインターネットを介した業務効率化市場も成長を続けており、我々の日常生活へインターネットは順調にその浸透を拡充させていると見受けられます。

しかしながら、インターネットの環境整備、その利用に関する新たな規制の導入や技術革新等が生じインターネット・メディアの運営の遂行が困難になる場合、または、急激な景気変動等で広告・マーケティング需要が減じられる場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

３．システムに関するリスクについて

当社グループが行っているフィンテック・プラットフォーム事業は、インターネット環境で提供するサービスであり、サービスの安定供給のために適切なセキュリティ対策を施しておりますが、ハードウェアやソフトウエアの不具合、人為的なミス、コンピューター・ウィルス、第三者によるサイバー攻撃、自然災害等の予期せぬ事象が発生し、想定していないシステム障害等が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

４．法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

① 一般的なインターネットにおける法的規制について

当社グループが展開する事業分野においては、「個人情報の保護に関する法律」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」等をはじめとする法規制が存在しております。また、インターネット上のプライバシー保護の観点からの議論等、インターネット利用の普及に伴う法的規制の在り方については引き続き検討が行われている状況にあります。このため、今後インターネット関連分野において新たな法律の制定や既存法令の改正による規制強化等がなされた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 知的財産権等に係る方針について

当社グループは、今後展開を検討しているサービスを含めて、それらの商標やロゴについて、主要なサービスにおいては、商標権の取得を目指す方針であり、当社グループが保有するそれら知的財産の保護について、侵害されているおそれが生じた場合、顧問弁護士や特許事務所等と連携し、必要な措置を講じて参ります。同時に、第三者の知的財産権を侵害しないように必要な対応を日々実施しておりますが、当社グループの認識していない知的財産権が既に成立している可能性等もあり、このような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、コンテンツ制作においては、外部ライターに記事執筆を依拠しているため、編集・校正・校閲により他社制作コンテンツの内容の一部盗用が生じないよう確認を徹底しておりますが、万一、確認が不十分であった場合、若しくは正確性、公平性に欠けた内容を掲載した場合、掲載コンテンツの取り下げ等、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ その他法的規制について

当社グループでは、当社の顧客企業への人材紹介支援を行っており、有料職業紹介事業者としての許可を取得しています。本書提出日現在において認識している限りでは、当社グループは法令に定める欠格事由に該当する事実を有しておりません。しかしながら将来、何らかの理由により許可の取消等が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

５．クラウド・ファンディング事業に関するリスクについて

クラウド・ファンディング事業について、融資型クラウド・ファンディングにおいては金融商品取引法及び貸金業法、株式投資型クラウド・ファンディングにおいては金融商品取引法の規制を受けております。当社グループは法令に則り、必要な体制整備及び運営を実施しておりますが、今後現行法令の改正や変更並びに新法令の制定等により、当該事業に新たな規制を受ける可能性があります。この場合、規制への対応に当たりサービス内容の変更に伴う管理コストの増加や、規制に適切な対応ができなかった場合に当社グループのレピュテーションに悪影響を与える可能性があり、その他不測の事象が発生した場合には、当該事業の運営継続や業績に影響を及ぼす可能性があります。

６．事業運営体制に係るリスクについて

① 特定人物への依存について

当社代表取締役の冨田和成は、創業者であり、創業以来代表を務めております。同人は、富裕層や企業オーナーに対する資産コンサルティングやウェブ・マーケティングに関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及び遂行において重要な役割を果たしております。当社は、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り同人に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同人が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の獲得及び育成について

当社グループが、今後更なる事業拡大を図るためには、営業やコンテンツ制作等に係る優秀な人材の確保が必要となります。人材の獲得及び社内人材の育成に加え、人材の外部流出を防止することが重要な課題であり、採用による人材の獲得を積極的に行うとともに、各種勉強会の開催や福利厚生の充実等の施策を行っております。しかしながら、当社グループが必要な人材を十分に確保できなかった場合、又は社内の重要な人材が外部に流出してしまった場合には、社員の充実及び育成が計画どおりに進まず、事業規模に応じた適正な人材配置が困難になることから、事業拡大の制約要因となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 社歴が浅いことについて

当社は2013年４月に設立されており、設立後の経過期間は10年程度と社歴の浅い会社であります。従って、当社の過年度の業績は期間比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績及び実績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

④ 小規模組織であることについて

当社グループは小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものとなっております。当社グループは今後の急速な事業拡大に応じて、従業員の育成、人材の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に進行していかなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 内部管理体制の強化について

当社グループは、有効に機能する適切なコーポレート・ガバナンスの導入が、企業価値向上に資するものと認識しております。今後の事業運営及びその拡大に対応するため、当社グループは内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築が遅れた場合、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

７．海外市場への進出について

当社グループは今後、海外へのサービスの展開にも徐々に取り組む計画です。海外事業展開を行っていく上で、各国の法令、制度・規則、政治・社会情勢、為替等をはじめとした潜在的リスクに対処できないこと等により、事業を推進していくことが困難になった場合に、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、各国において事業が計画どおりに進捗しない場合等に、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

８．その他

① 配当等の株主還元政策について

株主に対する利益還元の重要性は認識しておりますが、当社グループは成長過程であり、競争力の確保と更なる成長継続を経営上の最重要課題としております。また、内部留保の充実を図り、それを中長期的な事業原資として事業強化・拡大のための投資に充当していくことが、間接的に株主への利益還元に繋がると考えております。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実、事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく基本方針であります。なお、配当等の実施の可能性及び、実施時期に関しては未定であります。

② 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、企業価値向上を意識した経営を図るとともに、役員及び従業員への業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、役員及び従業員に対して新株予約権を発行しております。本書提出日現在における当該新株予約権による潜在株式は141,060株であり、普通株式の発行済株式総数の2.97%に相当します。権利行使に関する条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合、将来的に当社の株式価値の希薄化や株式売買需給への影響をもたらし、当社株価形成に影響を与える可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当社グループを取り巻く事業環境は、株式会社電通発表の『2024年 日本の広告費』（2025年２月27日発表）によると、好調な企業収益や消費意欲の活発化、世界的なイベント、インバウンド需要の高まりなどに支えられ、日本の総広告費は前年比104.9%の7.7兆円となり3年連続で過去最高となりました。インターネット広告費は、継続的に高い成長率を維持しており、3.6兆円を超え、広告市場全体の成長を後押ししております。

このような環境の中、「機会格差を解消し、持続的に挑戦できる世界へ」というパーパスの下、「ZUU online」等の自社メディアのユーザー層の拡大、及び他有力メディアとの連携、並びに金融トランザクションの拡大による提供サービス・商品ラインナップの強化やコンサルティング・サービスの受注効率の向上を目指しております。

a．財政状態

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は5,380,492千円となり、前連結会計年度末に比べ115,287千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が903,130千円増加し、営業貸付金が1,050,720千円減少したことによるものであります。

固定資産は4,265,107千円となり、前連結会計年度末に比べ431,351千円増加いたしました。これは主に投資有価証券が393,205千円増加し、のれんが92,321千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は9,645,600千円となり、前連結会計年度末に比べ316,064千円増加いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は3,127,543千円となり、前連結会計年度末に比べ1,083,915千円減少いたしました。これは主に匿名組合出資預り金が1,360,720千円減少したことによるものであります。

固定負債は220,772千円となり、前連結会計年度末に比べ24,006千円増加いたしました。これは主に長期借入金が8,156千円増加し、繰延税金負債が5,201千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は3,348,316千円となり、前連結会計年度末に比べ1,059,909千円減少いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は6,297,284千円となり、前連結会計年度末に比べ1,375,973千円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益120,104千円を計上し、非支配株主持分が1,276,224千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は13.7%（前連結会計年度末は13.0%）となりました。

b．経営成績

当連結会計年度の業績は、売上高は2,993,718千円（前連結会計年度比3.2%増）、営業利益は14,466千円（前連結会計年度比87.4%減）、経常利益は54,957千円（前連結会計年度比56.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は120,104千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失45,163千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（フィンテック・プラットフォーム事業）

検索エンジンのアルゴリズム変更の影響が長期化し、訪問ユーザー数が想定していた程伸びず、送客事業は伸び悩みました。その結果、売上高1,104,777千円（前連結会計年度比33.3%減）、営業利益は35,456千円（前連結会計年度比65.4%減）となりました。

（フィンテック・トランザクション事業）

グループ会社の融資型クラウド・ファンディング、株式投資型クラウド・ファンディングを含め、ファンド組成を中心に金融トランザクションが順調に伸びを示しました。その結果、売上高は1,888,941千円（前連結会計年度比52.1%増）、営業損失は20,989千円（前連結会計年度は営業利益12,596千円）となりました。

なお、当社グループが運営するファンドが保有する外貨建て資産について、期末為替レートによる評価替えを行ったことにより、為替差益を営業外収益に32,435千円計上しております。

当社グループが運営するファンドが保有する投資有価証券の一部について、売却を進めたことにより、投資有価証券売却益362,099千円を特別利益に計上しております（うち、330,696千円は2025年３月期第３四半期連結累計期間において計上しております）。

当社グループが運営するファンドが得た収益のうち、組合員へ分配する利益について匿名組合損益分配額として284,709千円を計上しております（うち、233,944千円は2025年３月期第３四半期連結累計期間において計上しております）。この匿名組合損益分配額は、匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益から控除します。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は2,653,113千円となり、前連結会計年度末と比べ815,129千円の増加となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は737,648千円（前連結会計年度は120,558千円の収入）となりました。これは税金等調整前当期純利益667,530千円、子会社株式売却益769,883千円、投資有価証券売却益362,099千円、投資有価証券評価損187,050千円、匿名組合出資預り金の減少1,360,720千円、営業貸付金の減少1,050,720千円、顧客預り金の減少68,174千円及び法人税等の支払122,492千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は564,027千円（前連結会計年度は3,091,990千円の支出）となりました。これは主に投資有価証券の取得による支出2,578,026千円、投資有価証券の売却による収入1,297,121千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入769,883千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は2,077,555千円（前連結会計年度は3,310,905千円の収入）となりました。これは主に投資事業組合等における非支配株主からの出資受入による収入3,268,358千円、投資事業組合等における非支配株主への分配金支払1,095,958千円があったことによるものです。

③ 生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	
	販売高（千円）	前年同期比（%）
フィンテック・プラットフォーム事業	1,104,777	△33.3
フィンテック・トランザクション事業	1,888,941	52.1
合計	2,993,718	3.2

（注）１．セグメント間の取引については相殺消去しております。
２．主な相手先別の記載については、相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しています。

（２）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

a．経営成績等の状況

当連結会計年度の経営成績等の状況については、「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　（１）経営成績等の状況の概要　①　経営成績等の状況」に記載のとおりであります。なお、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析等は、「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　（１）経営成績等の状況の概要」に記載しております。

b．資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本政策は、財務の健全性や資本効率など、当社グループにとって最適な資本構成を考慮しつつ、会社の中長期的観点での成長のため内部留保の充実を図ることを基本と考えております。加えて、将来的には、内部留保との最適なバランスを考え、株主への利益還元を実施して参ります。

当連結会計年度末における現金及び預金の残高は2,623,451千円(前連結会計年度末残高1,720,320千円)、有利子負債残高は297,180千円(前連結会計年度末残高260,476千円)となりました。また流動比率(流動資産/流動負債)は172.0%と十分な流動性を確保しております。

５【重要な契約等】

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、子会社として設立した株式会社NET MONEYに対して、吸収分割により当社の営む送客メディア事業を承継させることを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。

詳細は、「第５　経理の状況　１連結財務諸表等　（１）連結財務諸表　注記事項　企業結合等関係　共通支配下の取引等　吸収分割による事業承継」に記載のとおりであります。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、主に麻布台ヒルズオフィスの工事費用であり36,164千円であります。なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

（１）提出会社

2025年３月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
			建物	その他	合計	
本社 (東京都港区)	フィンテック・プラットフォーム事業 フィンテック・トランザクション事業	業務設備	0	0	0	98(24)

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。

２．従業員数の（　）は、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）を外書しております。

３．帳簿価額は、減損損失計上後の金額を記載しております。なお、減損損失の内容は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表　注記事項（連結損益計算書関係）※２　固定資産の減損損失」に記載のとおりであります。

（２）国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

（３）在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

３【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	15,000,000
計	15,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（2025年３月31日）	提出日現在発行数（株）（2025年６月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,749,860	4,749,860	東京証券取引所グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,749,860	4,749,860	－	－

（注）「提出日現在発行数」欄には、2025年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①　第２回新株予約権

決議年月日	2016年７月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　　３ 当社従業員　　39
新株予約権の数（個）　（注）１	1,090
新株予約権の目的となる株式の種類　（注）１	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	21,800（注）２、６、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）　（注）１	1株当たり　1,200（注）３、６、７
新株予約権の行使期間　（注）１	自　2018年７月16日　至　2026年７月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　（注）１	発行価格　　1,200 資本組入額　　600（注）６、７
新株予約権の行使の条件　（注）１	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　（注）１	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）１	（注）５

（注）１．当事業年度の末日（2025年３月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年５月31日）において、記載するべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日現在に係る記載を省略しております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式数は20株であります。当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的案範囲で付与株式数を調整する。

３．割当日決議後、当社が、次の①又は②に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる（以下本ウに基づき調整された行使価額を「調整後行使価額」という。）。

①　普通株式の株式分割または株式併合

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降（但し、株式分割が効力を生じた場合に限る）、株式併合の場合は株式併合の効力発生日以降、これを適用する。

②　時価を下回る価額での株式の発行等

当社が、(i)普通株式について、時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、当社が発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（総称して、以下「取得請求権付株式等」という。）の取得と引換えに交付する場合又は当社の株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、(ii)普通株式を目的とする新株予約権の発行を行う場合（当該新株予約権の払込金額、行使価額その他の普通株式1株の交付を受けるために必要となる金額の合計額が、当該発行の時点において時価を下回る場合に限る。）、又は、(iii)普通株式の交付を受けることができる取得請求権付株式等の発行を行う場合（当該取得請求権付株式等の払込金額その他の普通株式1株の交付を受けるために必要となる金額の合計額が、当該発行の時点において時価を下回る場合に限る。）には、以下の計算式により算出される調整後行使価額を、当該各行為の払込期日（払込期間が定められている場合は、当該払込期間の最終日とし、払込みがない場合には割当日とする。）の翌日以降、適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められた場合、調整後行使価額は、当該基準日の翌日以降、これを適用する（但し、当該各行為が効力を生じた場合に限る）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において「既発行株式数」とは、調整後行使価額が適用される日の前日における当社の発行済株式総数から、同日における当社が保有する自己株式数を控除した数とする。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に読み替える。また、新株予約権又は取得請求権付株式等の発行の場合、「新規発行株式数」とは、新株予約権の行使又は取得請求権付株式等の取得によって交付される株式数を、「1株あたり払込金額」とは、普通株式1株の交付を受けるために必要となる金額の合計額を意味するものとする。

また、本②において「時価」とは、以下に定める金額とする。

i）当社の株式公開（下記ii）に定める場合をいう。）の日の前日まで

当該時点における本新株予約権の行使価額をもって時価とみなす

ii）当社普通株式が国内外を問わずいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）された日以降

調整後行使価額を適用する日から起算して45取引日前の日（但し、株式公開の日から45日が経過していない場合は、株式公開の日とする。）に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（但し、当社株式を上場する金融商品取引所が複数存在する場合は、当該期間における当社株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所とする。）における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。外貨の場合は、当社が指定する時点の換算レートに従い、算出する。）

上記のほか、合併、会社分割又は株式交換によって株式を発行する場合その他これに準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

４．新株予約権の行使の条件

ア 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権行使時において当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。）の取締役又は従業員の地位にあることを要する。

イ 本新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を行使できない。

ウ 本新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当した場合には、本新株予約権者は、以後、当該時点において未行使の本新株予約権の全てを行使することができない。但し、当社の取締役会決議により新株予約権を行使することを認めた場合はこの限りでない。

（ア）本新株予約権者に、法令、定款又は社内規則（就業規則を含む。）への違反行為があった場合

（イ）本新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合

（ウ）本新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、(i)当社と競業する業務を営む他の法人の役員に就任し若しくは就任することを承諾した場合、(ii)顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わずそれらの法人との間で委任、請負等の継続的な契約関係を構築した場合、(iii)当社と競業する業務を営む他の法人の従業員となった場合、又は(iv)当社と競業する業務を営む法人を直接又は間接に設立した場合

（エ）反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

エ 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権者について本要項(6)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められない。但し、当社取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

５．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

合併、分割、株式交換または株式移転を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、再編対象会社が新たに発行する新株予約権を交付するものとする。

６．2018年４月16日開催の取締役会決議により2018年４月29日付で普通株式１株を10株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

７．2020年８月24日開催の取締役会決議により2020年10月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 第３回新株予約権

決議年月日	2017年８月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　　38 子会社従業員　　３
新株予約権の数（個）　（注）１	773
新株予約権の目的となる株式の種類　（注）１	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	15,460（注）２、６、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）　（注）１	１株当たり　1,300（注）３、６、７
新株予約権の行使期間　（注）１	自　2019年８月23日　至　2027年８月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　（注）１	発行価格　　1,300 資本組入額　　650（注）６、７
新株予約権の行使の条件　（注）１	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　（注）１	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）１	（注）５

（注）１．当事業年度の末日（2025年３月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年５月31日）において、記載するべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日現在に係る記載を省略しております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式数は20株であります。当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的案範囲で付与株式数を調整する。

３．割当日決議後、当社が、次の①又は②に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる（以下本ウに基づき調整された行使価額を「調整後行使価額」という。）。

① 普通株式の株式分割または株式併合

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降（但し、株式分割が効力を生じた場合に限る）、株式併合の場合は株式併合の効力発生日以降、これを適用する。

② 時価を下回る価額での株式の発行等

当社が、(i)普通株式について、時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、当社が発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（総称して、以下「取得請求権付株式等」という。）の取得と引換えに交付する場合又は当社の株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、(ii)普通株式を目的とする新株予約権の発行を行う場合（当該新株予約権の払込金額、行使価額その他の普通株式1株の交付を受けるために必要となる金額の合計額が、当該発行の時点において時価を下回る場合に限る。）、又は、(iii)普通株式の交付を受けることができる取得請求権付株式等の発行を行う場合（当該取得請求権付株式等の払込金額その他の普通株式1株の交付を受けるために必要となる金額の合計額が、当該発行の時点において時価を下回る場合に限る。）には、以下の計算式により算出される調整後行使価額を、当該各行為の払込期日（払込期間が定められている場合は、当該払込期間の最終日とし、払込みがない場合には割当日とする。）の翌日以降、適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められた場合、調整後行使価額は、当該基準日の翌日以降、これを適用する（但し、当該各行為が効力を生じた場合に限る）。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times 1株あたり払込金額}{1株あたりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

上記計算式において「既発行株式数」とは、調整後行使価額が適用される日の前日における当社の発行済株式総数から、同日における当社が保有する自己株式数を控除した数とする。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に読み替える。また、新株予約権又は取得請求権付株式等の発行の場合、「新規発行株式数」とは、新株予約権の行使又は取得請求権付株式等の取得によって交付される株式数を、「1株あたり払込金額」とは、普通株式1株の交付を受けるために必要となる金額の合計額を意味するものとする。

また、本②において「時価」とは、以下に定める金額とする。

i）当社の株式公開（下記ii）に定める場合をいう。）の日の前日まで

当該時点における本新株予約権の行使価額をもって時価とみなす

ii）当社普通株式が国内外を問わずいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）された日以降

調整後行使価額を適用する日から起算して45取引日前の日（但し、株式公開の日から45日が経過していない場合は、株式公開の日とする。）に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（但し、当社株式を上場する金融商品取引所が複数存在する場合は、当該期間における当社株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所とする。）における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。外貨の場合は、当社が指定する時点の換算レートに従い、算出する。）

上記のほか、合併、会社分割又は株式交換によって株式を発行する場合その他これに準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4．新株予約権の行使の条件

ア 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権行使時において当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。）の取締役又は従業員の地位にあることを要する。

イ 本新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を行使できない。

ウ 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的である当社普通株式が株式公開されている場合に限り、本新株予約権を行使できる。

エ 本新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当した場合には、本新株予約権者は、以後、当該時点において未行使の本新株予約権の全てを行使することができない。但し、当社の取締役会決議により新株予約権を行使することを認めた場合はこの限りでない。

（ア）本新株予約権者に、法令、定款又は社内規則（就業規則を含む。）への違反行為があった場合

（イ）本新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合

（ウ）本新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、(i)当社と競業する業務を営む他の法人の役員に就任し若しくは就任することを承諾した場合、(ii)顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わずそれらの法人との間で委任、請負等の継続的な契約関係を構築した場合、(iii)当社と競業する業務を営む他の法人の従業員となった場合、又は(iv)当社と競業する業務を営む法人を直接又は間接に設立した場合

（エ）反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

オ 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権者について会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められない。但し、当社取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

5．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

合併、分割、株式交換または株式移転を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、再編対象会社が新たに発行する新株予約権を交付するものとする。

６．2018年４月16日開催の取締役会決議により2018年４月29日付で普通株式１株を10株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

７．2020年８月24日開催の取締役会決議により2020年10月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③　第５回新株予約権

決議年月日	2019年６月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　37
新株予約権の数（個）　（注）１	40
新株予約権の目的となる株式の種類　（注）１	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	8,000（注）２、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）　（注）１	１株当たり　2,390（注）３、７
新株予約権の行使期間　（注）１	自　2021年６月15日　至　2029年６月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　（注）１	（注）４、７
新株予約権の行使の条件　（注）１	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　（注）１	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）１	（注）６

（注）１．当事業年度の末日（2025年３月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年５月31日）において、記載するべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日現在に係る記載を省略しております。

２．新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記算式における「時価」とは、適用日（当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日））の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

４．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

② 新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。

ア 禁錮以上の刑に処せられた場合

イ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解任された場合、または懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合

ウ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合（当社の業務命令による場合を除く。）

エ 死亡した場合

オ 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

カ 新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合

③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

６．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

合併、分割、株式交換または株式移転を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、再編対象会社が新たに発行する新株予約権を交付するものとする。

７．2020年８月24日開催の取締役会決議により2020年10月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④　第７回新株予約権

決議年月日	2020年５月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　76
新株予約権の数（個）（注）１	132
新株予約権の目的となる株式の種類（注）１	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１	26,400（注）２、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）１	１株当たり　2,510（注）３、７
新株予約権の行使期間（注）１	自　2022年５月30日　至　2030年５月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）１	（注）４、７
新株予約権の行使の条件（注）１	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項（注）１	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）１	（注）６

（注）１．当事業年度の末日（2025年３月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年５月31日）において、記載するべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日現在に係る記載を省略しております。

２．新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times 1株あたり払込金額}{1株あたりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記算式における「時価」とは、適用日（当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日））の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

４．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

② 新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。

ア 禁錮以上の刑に処せられた場合

イ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解任された場合、または懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合

ウ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合（当社の業務命令による場合を除く。）

エ 死亡した場合

オ 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

カ 新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合

③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

６．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

合併、分割、株式交換または株式移転を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、再編対象会社が新たに発行する新株予約権を交付するものとする。

７．2020年８月24日開催の取締役会決議により2020年10月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤　第10回新株予約権

決議年月日	2021年７月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　66
新株予約権の数（個）（注）１	114
新株予約権の目的となる株式の種類（注）１	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１	11,400（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）１	１株当たり　1,711（注）３、４
新株予約権の行使期間（注）１	自　2024年１月１日　至　2031年７月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）１	（注）４、５、６
新株予約権の行使の条件（注）１	（注）６
新株予約権の譲渡に関する事項（注）１	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）１	（注）８

（注）１．当事業年度の末日（2025年３月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年５月31日）において、記載するべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日現在に係る記載を省略しております。

２．新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

４．行使価額の修正

① 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times 1株あたり払込金額}{1株あたりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

③ 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

5．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6．新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

② 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

③ 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下のア、ウ、ケ号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

ア 禁錮以上の刑に処せられた場合

イ 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

ウ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

エ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

オ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

カ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

キ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

ク 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

ケ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

④ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

7．本新株予約権の取得

① 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

② 当社は、本新株予約権者が(注)６に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

８．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。

この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)２に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)３及び(注)４に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(３)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注)６に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

(注)７に準じて決定する。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)５に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

⑥　第11回新株予約権

決議年月日	2022年７月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　74
新株予約権の数（個）（注）１	150
新株予約権の目的となる株式の種類（注）１	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１	15,000（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）１	１株当たり　1,034（注）３、４
新株予約権の行使期間（注）１	自　2024年８月15日　至　2032年７月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）１	（注）３、４、５
新株予約権の行使の条件（注）１	（注）６
新株予約権の譲渡に関する事項（注）１	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）１	（注）８

（注）１．当事業年度の末日（2025年３月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年５月31日）において、記載するべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日現在に係る記載を省略しております。

２．新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

４．行使価額の修正

① 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

③ 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

５．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

６．新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

② 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

③ 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下のア、ウ、ケ号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについ

て賛成した場合にはこの限りではない。
ア 禁錮以上の刑に処せられた場合
イ 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
ウ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
エ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
オ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
カ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
キ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
ク 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
ケ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

④ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

7．本新株予約権の取得

① 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

② 当社は、本新株予約権者が(注)６に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

8．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。

この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)２に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)３及び(注)４に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(３)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注)６に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

(注)７に準じて決定する。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)５に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

⑦　第12回新株予約権

決議年月日	2023年７月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　65
新株予約権の数（個）（注）１	200
新株予約権の目的となる株式の種類（注）１	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１	20,000（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）１	１株当たり　695（注）３、４
新株予約権の行使期間（注）１	自　2025年８月17日　至　2033年７月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）１	（注）３、４、５
新株予約権の行使の条件（注）１	（注）６
新株予約権の譲渡に関する事項（注）１	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）１	（注）８

（注）１．当事業年度の末日（2025年３月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年５月31日）において、記載するべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日現在に係る記載を省略しております。
２．新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。
３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
４．行使価額の修正
① 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{株式分割又は株式併合の比率}$$

② 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times 1株あたり払込金額}{1株あたりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。
③ 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

５．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

６．新株予約権の行使の条件
① 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
② 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
③ 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下のア、ウ、ケ号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについ

て賛成した場合にはこの限りではない。
ア 禁錮以上の刑に処せられた場合
イ 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
ウ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
エ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
オ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
カ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
キ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
ク 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
ケ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

④ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

7．本新株予約権の取得

① 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

② 当社は、本新株予約権者が(注)６に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

8．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。

この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)２に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)４及び(注)５に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(３)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注)６に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

(注)７に準じて決定する。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)５に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

⑧　第13回新株予約権

決議年月日	2024年９月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　57
新株予約権の数（個）（注）１	230
新株予約権の目的となる株式の種類（注）１	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１	23,000（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）１	１株当たり　748（注）３、４
新株予約権の行使期間（注）１	自　2026年10月17日　至　2034年９月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）１	（注）３、４、５
新株予約権の行使の条件（注）１	（注）６
新株予約権の譲渡に関する事項（注）１	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）１	（注）８

（注）１．当事業年度の末日（2025年３月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年５月31日）において、記載するべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日現在に係る記載を省略しております。

２．新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

４．行使価額の修正

① 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{株式分割又は株式併合の比率}$$

② 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times 1株あたり払込金額}{1株あたりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

③ 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

５．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

６．新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

② 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

③ 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下のア、ウ、ケ号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについ

て賛成した場合にはこの限りではない。
ア 禁錮以上の刑に処せられた場合
イ 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
ウ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
エ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
オ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
カ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
キ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
ク 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
ケ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

④ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

7．本新株予約権の取得

① 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

② 当社は、本新株予約権者が(注)６に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

8．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。

この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)２に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)４及び(注)５に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(３)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注)６に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

(注)７に準じて決定する。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)５に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2019年４月１日～2020年３月31日（注）１	普通株式 13,340	普通株式 2,112,430	14,302	467,842	14,302	452,842
2020年４月１日～2020年９月30日（注）１	普通株式 55,450	普通株式 2,167,880	94,132	561,975	94,132	546,975
2020年10月１日（注）２	普通株式 2,167,880	普通株式 4,335,760	－	561,975	－	546,975
2020年10月１日～2021年３月31日（注）１	普通株式 372,380	普通株式 4,708,140	294,310	856,285	294,310	841,285
2021年4月１日～2022年３月31日（注）２	普通株式 41,720	普通株式 4,749,860	23,271	879,556	23,271	864,556

（注）１．新株予約権の行使による増加であります。
２．株式分割（１：２）によるものであります。

（５）【所有者別状況】

2025年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	2	15	21	14	9	1,021	1,082	―
所有株式数（単元）	―	1,213	898	5,514	803	216	38,836	47,480	1,860
所有株式数の割合（%）	―	2.6	1.9	11.6	1.7	0.5	81.8	100.0	―

（注）自己株式224株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に24株含まれております。

（６）【大株主の状況】

2025年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
冨田 和成	東京都港区	2,404,300	50.62
吉岡 裕之	大阪府茨木市	351,000	7.39
株式会社ＡＣＮホールディングス	大阪市中央区城見２－１－６１	284,400	5.99
赤羽 雄二	東京都品川区	128,980	2.72
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１－８－１２	121,100	2.55
トミーアセットマネジメント株式会社	東京都港区芝３－８－２－２５０２号室	113,300	2.39
合同会社高木企画	東京都千代田区神田三崎町２－１５－４　４階	92,800	1.95
柏木　拳志	大阪市阿倍野区	76,600	1.61
森　大地	東京都港区	61,160	1.29
西村　裕二	東京都渋谷区	50,500	1.06
計	－	3,684,140	77.56

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	200	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,747,800	47,478	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,860	―	―
発行済株式総数	4,749,860	―	―
総株主の議決権	―	47,478	―

②【自己株式等】

2025年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ZUU	東京都港区麻布台一丁目３番１号	200	-	200	0.00
計	―	200	-	200	0.00

（注）上記の他、単元未満株式が24株あります。なお、当該株式は上記「①発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	―	―
当期間における取得自己株式	―	―

(注)当期間における取得自己株式には、2025年6月1日 からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他（新株予約権の権利行使）	―	―	―	―
保有自己株式	224	―	224	―

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しておりますが、本書提出日現在は成長過程にあると考えており、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大の為の内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元に繋がるものと考えております。このことから過去において当事業年度を含めて配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく基本的な方針でありますが、本書提出日現在において配当実施の可能性及び、その実施時期等については未定であります。内部留保資金の使途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当の年１回を基本的な方針とし、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第５項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることが重要であると認識しております。そのために、財務健全性を追求すること、迅速かつ適切な情報開示を実施すること、取締役が独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としており、その一環として、2022年６月26日をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるために、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進して参ります。

②　企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ　企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりであります。

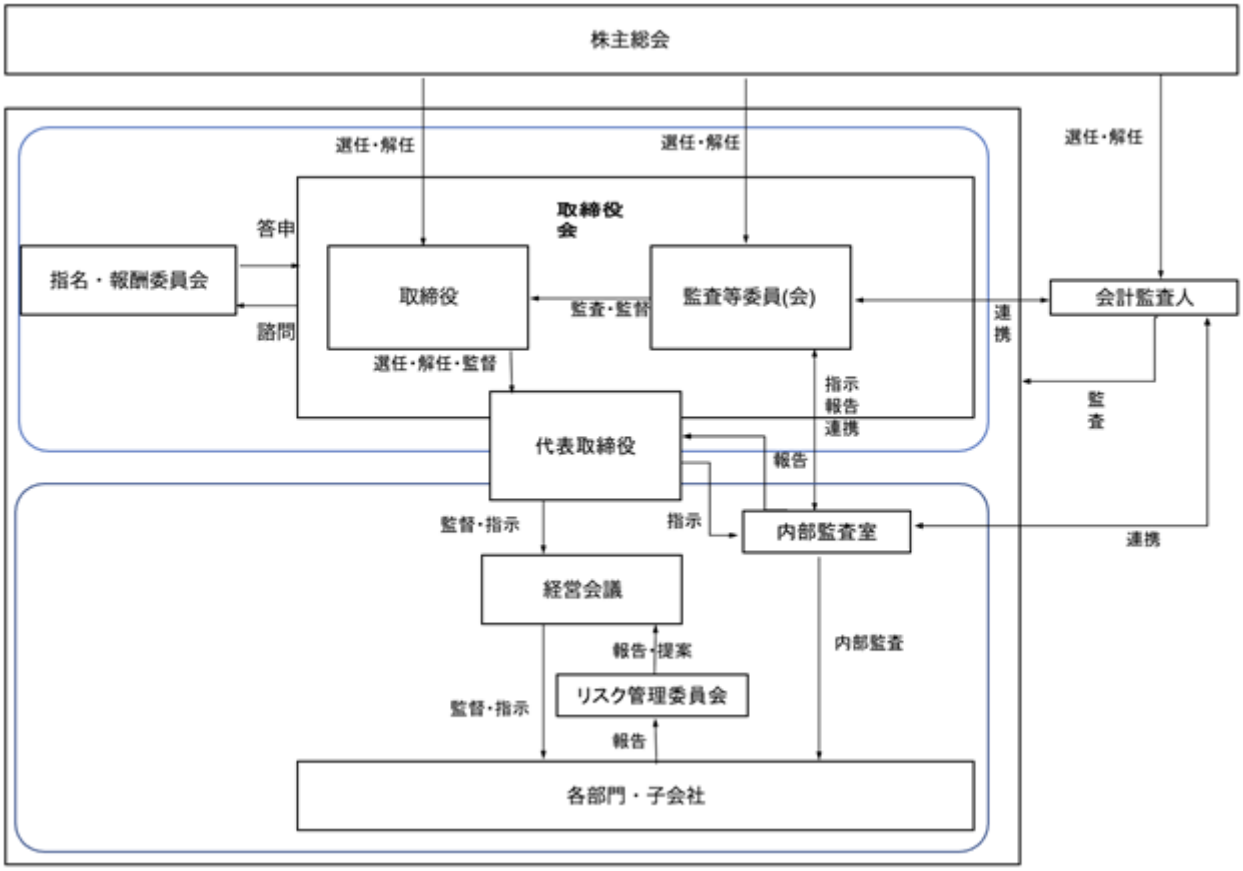

ロ　取締役会

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名と監査等委員である取締役３名で構成されております。取締役会は、原則として毎月１回定期的に開催し、経営の意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催することになっております。

なお、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図りながら、より機動的かつ効率的な業務運営を行うために執行役員制度を採用しており、１名の執行役員が業務執行にあたっております。

議長及び構成員は以下のとおりであります。

代表取締役　冨田和成（議長）
取締役　樋口拓郎
取締役　永山忠義
社外取締役　五味廣文
社外取締役（常勤監査等委員）　髙橋正利
社外取締役（監査等委員）　髙見由香里
社外取締役（監査等委員）　駒林素行
執行役員　小谷光弘

ハ　監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役３名で構成されております。監査等委員会は、原則として毎月１回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じ臨時監査等委員会を開催しております。

監査等委員会では、法令・定款及び当社規程に基づき取締役会の意思決定の適法性・妥当性について意見交換されるほか、常勤監査等委員からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査等委員会としての意見を協議・決定しております。監査等委員会監査は常勤監査等委員を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については監査等委員会において協議されており、取締役会に対して監査指摘事項が提出されております。

委員長及び構成員は以下のとおりであります。

社外取締役（常勤監査等委員）　髙橋正利
社外取締役（監査等委員）　髙見由香里
社外取締役（監査等委員）　駒林素行

ニ　指名・報酬委員会

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役の選任・解任、報酬の決定プロセスにおいて、指名・報酬委員会を設置し、手続きの公正性・透明性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役の指名・報酬等に関する事項について審議し、助言・提言を行います。

指名・報酬委員会は取締役会が選定する３名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役とします。

構成員は以下のとおりであります。

社外取締役　髙見由香里
代表取締役　冨田和成
社外取締役　駒林素行

③　企業統治に関するその他の事項

イ　内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

１.当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動しております。

２.コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告するとしております。

３.取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

４.社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努めております。

５.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保しております。

６.反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めております。

７.当社グループの取締役が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに監査等委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努めております。

８.社外相談窓口や監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

９.内部監査担当者は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役に報告し、同時に監査等委員会へ報告するものとしております。

(b) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

１.取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行っております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１.部門責任者は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施しております。

２.販売先、外注先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表、稟議規程、経理規程、グループ会社管理規程に基づいて行い、コーポレート部部長を責任者として管理の事務局はコーポレート部が行っております。

３.重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または代表取締役に報告し、取締役会または代表取締役において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行っております。

４.取締役、執行役員、子会社取締役は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行うものであります。

５.内部監査部門は、当社及び子会社のリスク管理体制及び活動の推進状況を監査し、必要に応じ、その改善に向けて指摘・提言を行うものであります。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

１.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月１回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び執行役員にて事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととしております。
２.取締役の業務執行については、取締役会規程、役員服務規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表に基づき、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとしております。
３.取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続等の簡略化に努め、必要があるときはコーポレート部からの助言を得るものとしております。
４.業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進しております。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

１.当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図るものとしております。
２.当社グループの業務の適正を確保するための体制として、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の管理はコーポレート部が行うものとしております。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なくコーポレート部管理担当取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査等委員会へ報告しております。
３.グループ会社に対する管理、支援等を行う管理者、サポート部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努めております。
４.内部監査担当者は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

(f) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

１.監査等委員会が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査等委員会と協議の上、任命するものとしております。任命された補助者は、監査等委員会補助業務を遂行するにあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の指揮命令を受けないものとしております。また、当該補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務補助業務を優先するものとしております。
２.監査等委員会補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。

(g) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

１.当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに当社監査等委員会に報告するものとしております。
２.監査等委員は、監査等委員会監査等基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めるものとしております。
３.内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査等委員会と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けるものとしております。
４.内部統制担当部門は、監査等委員会と密な連携を保つとともに、監査等委員会からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行うものとしております。
５.監査等委員会監査事務に不都合がある場合は内部監査人においてこれを補助しております。
６.監査等委員は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしております。

(h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

１.当社グループの取締役及び使用人は監査等委員会またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応するものとしております。

２.監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、必要な費用の請求をした時は、速やかにこれに応ずるものとしております。

３.監査等委員会は監査法人との会合を定期的または随時にもち、財務報告の信頼性について意見交換を行うものとしております。

(i) 財務報告の信頼性を確保するための体制

１.財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図るものとしております。

２.財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努めるものとしております。

３.内部統制担当部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または代表取締役に報告するものとしております。また、併せて監査等委員会へ報告するものとしております。

４.上記１.から３.に掲げる方針及び手続き等を運用するにあたり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切に対応するものとしております。

５.内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制の有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役に報告し、併せて監査等委員会へ報告するものとしております。

(j) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶するため、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力の排除に係る信用調査実施ガイドラインを定めるとともに外部の専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

ロ　リスク管理体制の整備の状況

コーポレート部及び社外の法律専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。また、当社は、業務遂行に掛かるリスクを的確に認識及び評価して、個々のリスクについて、これを予防する措置またはその損失を極小にすべく、内部監査を通じて、会社諸規程の整備と検証及び見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図っております。なお、内部監査担当者による定期的な業務監査により、法令及び定款違反その他事由に基づく損失の懸念のある業務執行を未然に防止するものとしています。

ハ　子会社の業務の適正性を確保するための体制整備の状況

子会社の管理の総括は、子会社の管轄責任部門にて行っております。

当社では、子会社の業務の適正を確保するため、「グループ会社管理規程」を定めて、子会社における会社経営上の重要事項について、重要項目ごとに承認者を定め、事前に所定の手続きを行うこととしており、その中でも特に重要な事項については、当社の事前承認事項としております。

また、財政状態及び経営成績、その他の事項については、子会社から当社への報告事項を定め、重要な事項については、子会社の統括責任部門を通じて取締役会に報告しております。

④　定款で定めた取締役の定数

当社の監査等委員である取締役を除く取締役の定数は、12名以内とする旨を定款で定めております。また監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑤　取締役の選任決議

取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

⑥　中間配当

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会決議によって毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑦　自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑧　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨　責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められているのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

経営を取り巻く各種リスクについては、代表取締役を中心として、各部門責任者及び内部監査担当者のモニタリングによって行っており、特に重要なリスク管理は取締役会にて報告され、取締役による協議を行っております。

⑩　取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項に基づき、取締役会の決議をもって会社法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。これは取締役が職務を執行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑪　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

男性　6名　女性　1名　（役員のうち女性の比率14.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役	冨田　和成	1982年９月20日生	2006年４月　野村證券株式会社入社 2013年４月　当社設立代表取締役就任（現任） 2016年４月　ZUU SINGAPORE PTE. LTD.取締役（現任） 2019年４月　ZUU Funders株式会社代表取締役（現任） 2023年１月　株式会社ZUU WealthManagement取締役（現任） 2025年３月　株式会社経済界代表取締役社長（現任）	（注）３	2,404,300
取締役	樋口　拓郎	1982年９月５日生	2007年４月　株式会社リクルート入社 2013年12月　株式会社カカクコム入社 2016年２月　当社入社 2017年１月　当社執行役員就任 2021年６月　当社取締役（現任）	（注）３	－
取締役	永山　忠義	1979年４月６日生	2002年４月　ウィルソン・ラーニングワールドワイド株式会社入社 2007年４月　株式会社誠文堂新光社入社 2012年４月　株式会社nappi（現　株式会社Supership）入社 2016年４月　株式会社マネーフォワード入社 2017年６月　同社メディア事業本部長 2018年10月　同社執行役員PFM本部本部長 2018年12月　mirai talk株式会社取締役 2020年４月　当社入社 2020年８月　株式会社ZUUM-A監査役（現任） 2020年８月　当社執行役員 2023年６月　株式会社ユニコーン取締役（現任） 2023年６月　当社取締役（現任）	（注）３	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	五味　廣文	1949年５月13日生	1972年４月　大蔵省（現財務省）入省 1993年７月　同省主計局主計官 1994年７月　同省銀行局特別金融課長 1996年７月　同省銀行局調査課長 1998年６月　金融監督庁（現金融庁）検査部長 2000年７月　金融庁証券取引等監視委員会事務局長 2001年７月　同庁検査局部長 2002年７月　同庁監督局長 2004年７月　金融庁長官 2007年７月　金融庁離職 2007年10月　西村あさひ法律事務所顧問 2014年１月　西村あさひ法律事務所アドバイザー 2015年２月　ボストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー 2015年６月　アイダエンジニアリング株式会社社外取締役（現任） 2016年６月　インフォテリア株式会社（現アステリア株式会社）社外取締役（現任） 2016年６月　株式会社ミロク情報サービス社外取締役（現任） 2017年６月　SBIホールディングス株式会社社外取締役 2019年６月　当社社外取締役（現任） 2020年６月　株式会社福島銀行社外取締役 2022年２月　株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）取締役会長（現任）	（注）３	－
取締役 （常勤監査等委員）	髙橋　正利	1956年９月10日生	1979年４月　野村證券株式会社入社 2006年４月　野村證券株式会社執行役 2011年４月　野村バブコックアンドブラウン株式会社取締役社長 2014年４月　株式会社デリス建築研究所顧問 2016年７月　東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社CEO付顧問 2019年６月　株式会社ナンシン取締役（常勤監査等委員） 2020年８月　同社取締役管理本部長兼経営戦略本部長 2022年６月　当社取締役（常勤監査等委員）就任（現任）	（注）４	－

取締役 （監査等委員）	髙見　由香里	1964年６月19日生	1988年４月　株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 2007年６月　株式会社ウィルウィル代表取締役（現任） 2011年11月　文部科学省　国立政策研究所評議員 2013年３月　文部科学省中央教育審議会臨時委員 2014年１月　株式会社イトクロ取締役管理本部長 2021年６月　当社監査役就任 2022年５月　SFPホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 2022年６月　当社取締役（監査等委員）就任（現任）	（注）４	1,000
取締役 （監査等委員）	駒林　素行	1960年12月23日生	1983年4月　野村證券株式会社入社 2008年4月　同社ウェルス・マネジメント業務部長 2008年7月　同社プライベート・バンキング部長 2013年4月　野村ホールディングス株式会社アジア戦略室長 2015年10月　株式会社だいこう証券ビジネスグループ企画総務部部長 2015年12月　株式会社ＤＳＢソーシング代表取締役社長 2017年4月　株式会社だいこう証券ビジネス常務執行役員 2017年6月　同社取締役常務執行役員コンプライアンス部・総合企画部管掌 2018年10月　ビットバンク株式会社社外取締役 2020年4月　株式会社ＤＳＢ情報システム取締役 2023年4月　土屋アセットマネジメント株式会社取締役会長 2024年６月　当社取締役（監査等委員）就任（現任）	（注）４	－
計					2,405,300

（注）１．2022年６月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
２．取締役　五味廣文氏、高橋正利氏、髙見由香里氏及び駒林素行氏は、社外取締役であります。
３．監査等委員でない取締役の任期は2025年６月26日開催の定時株主総会の終結の時から１年間であります。
４．監査等委員である取締役の任期は2024年６月26日開催の定時株主総会の終結の時から２年間であります。

５．当社では、より機動的かつ効率的な業務運営を行うために、執行役員制度を導入しております。なお、本書提出日現在の執行役員は以下の１名であります。

氏名	担当
小谷　光弘	専門執行役員　アライアンス担当

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は４名であります。

社外取締役の五味廣文氏は、金融庁長官等を歴任され、金融分野全般における豊富な経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、五味廣文氏は、本書提出日現在当社の株式は保有しておりません。

社外取締役（監査等委員）の髙橋正利氏は、証券会社、事業会社での豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の社外取締役（監査等委員）として適任であると判断しております。なお、髙橋正利氏は、本書提出日現在当社の株式は保有しておりません。

社外取締役（監査等委員）の髙見由香里氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の社外取締役（監査等委員）として適任であると判断しております。なお、髙見由香里氏は、本書提出日現在当社の株式を1,000株保有しております。

社外取締役（監査等委員）の駒林素行氏は、証券会社、事業会社での豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の社外取締役（監査等委員）として適任であると判断しております。なお、駒林素行氏は、本書提出日現在当社の株式は保有しておりません。また、すべての社外取締役は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

上記以外に社外取締役と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役を選任しており、経営の独立性を担保していると認識しております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との関係は、内部監査は、内部監査担当が行っており、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、内部監査担当は、監査等委員とも密接な連携をとっており、監査等委員は、内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。監査等委員は、監査等委員会で策定した監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、常勤監査等委員を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。監査等委員３名は独立機関としての立場から、適正な監視を行うため定期的に監査等委員会を開催し、打ち合わせを行い、また、会計監査人を含めた積極的な情報交換により連携をとっております。また、内部監査担当、監査等委員会及び会計監査人は、定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

（３）【監査の状況】

①　監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、常勤監査等委員1名を選任しております。監査等委員である取締役は、全員が経営陣から独立した社外取締役であり、証券取引所規則に定める独立役員として届け出ています。

常勤監査等委員である取締役の髙橋正利氏は事業会社における豊富な経験と幅広い知識を有しております。監査等委員である取締役の髙見由香里は長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。社外取締役（監査等委員）の駒林素行氏は、証券会社、事業会社での豊富な経験と幅広い知識を有しております。

監査等委員会では、監査等委員会で定めた監査方針、監査計画、職務分担等に従い行った監査内容の報告及び必要となる審議、決議を行います。監査等委員会は、原則として毎月１回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じ臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員会では、法令・定款及び当社規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査等委員からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査等委員会としての意見を協議・決定しております。当事業年度の監査等委員会における具体的な検討事項は、監査の方針及び監査実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の妥当性等です。特に他社での不祥事等の事例をもとにした注意喚起及び体制の確認、コーポレート・ガバナンスコード対応状況の確認、サスティナ経営を重点項目として活動しております。

また、常勤監査等委員の活動として、取締役等との意思疎通、社外取締役との連携、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び主要な事業所における業務及び財産状況の調査、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行っております。

当事業年度において、当社は監査等委員会を14回開催しており、監査等委員の出席状況は下記のとおりです。

区分	氏名	出席状況
社外取締役(常勤監査等委員)	髙橋　正利	全14回中14回(100%)
社外取締役(監査等委員)	髙見　由香里	全14回中14回(100%)
社外取締役(監査等委員)	駒林　素行	全11回中11回(100%)
社外取締役(監査等委員)	佐野　哲哉	全５回中４回(80%)

（注）１．2024年７月31日に社外取締役（監査等委員）を退任した佐野哲哉氏は、社外取締役（監査等委員）退任までに開催した監査等委員会を対象とした出席回数であります。

２．2024年６月26日に社外取締役（監査等委員）に就任した駒林素行氏は、社外取締役（監査等委員）就任以降に開催した監査等委員会を対象とした出席回数であります。

②　内部監査の状況

イ：活動状況

当社代表取締役によって指名された内部監査担当者１名は、当社グループ各部門を監査して法令及び定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

ロ：内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の連携

内部監査担当者は、監査等委員会による効率的な監査の遂行に資するよう、常勤監査等委員との連携を密にし、内部監査結果及び是正状況について報告するとともに、監査等委員会に毎月報告しております。また監査等委員会及び内部監査室相互の監査計画並びに実績を共有し、意見交換を実施しております。

また内部監査担当者は、会計監査人及び監査等委員会と定期的に打ち合わせ、意見交換を行い三様監査の連携を図っております。

③　会計監査の状況

a．監査法人の名称
有限責任監査法人トーマツ

b．継続監査期間
10年

c．業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　川口泰広
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　中井雅佳
(注)　継続監査年数については、全員７年以内であるため、記載を省略しております。

d．監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　14名
会計士試験合格者等　５名
その他　21名

e．監査法人選定方針と理由
監査等委員会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面を入手し、面談、質問等を通じて選定しております。
現会計監査人は、世界的に展開しているデロイトトウシュトーマツグループであり、海外の会計や監査への知見のある人材が豊富であることから、海外事業を進めている当社にとって最適解であると考え、またベンチャー企業の監査も多く手がけており、契約に至るまでの対応を通じて機動的であったため選定いたしました。
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f．監査等委員会による監査法人の評価
監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和３年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

g．会計監査人の異動
当社は、2025年６月26日開催の第12期定時株主総会において会計監査人の専任を決議しており、当社の会計監査人は、次のとおり異動しております。

第12期（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）有限責任監査法人トーマツ
第13期（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）有限責任パートナーズ綜合監査法人

なお、臨時報告書への記載事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称
①　選任する監査公認会計士等の名称
有限責任パートナーズ綜合監査法人
②　退任する監査公認会計士等の名称
有限責任監査法人トーマツ

(2)　当該異動の年月日
2025年６月26日（第12回定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士となった年月日
2018年４月16日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近３年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定または当該異動に至った理由及び経緯
当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2025年６月26日開催予定の第12回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。同監査法人については、会計監査を適切かつ妥当に行われる体制を十分備えていると考えておりますが、新たな視点での監査が期待できることに加え、独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査報酬等を総合的に検討した結果、有限責任パートナーズ綜合監査法人が、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

(6) 上記（5）の理由及び経緯に対する意見
① 退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。
② 監査等委員会の意見
妥当であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等
a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	45,000	―	95,138	―
連結子会社	―	―	―	―
計	45,000	―	95,138	―

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	―	―	―	4,800
連結子会社	―	―	―	―
計	―	―	―	4,800

当社における非監査業務の内容は、デロイトトーマツ税理士法人へのFATCA対応となります。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針
監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を考慮し、双方協議し、監査等委員会の同意を得た上で監査報酬を決定しております。

e．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

（４）【役員の報酬等】

①　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

ⅰ)取締役（監査等委員である取締役を除く。）

報酬限度額につきましては、2022年６月26日開催の第９回定時株主総会において、年額200,000千円以内（内、社外取締役分は50,000千円以内）と決議をいただいております。（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）

当社は取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について次のとおり定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、各取締役の管掌範囲、職責、当社の企業規模及び市場水準等を勘案して十分に協議のうえで決定しております。このため、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針に沿うものであることを確認しております。

なお、当社は、取締役の報酬の決定プロセスにおいて、手続きの公平性・透明性を強化するため、取締役の個人別の報酬等については、指名・報酬委員会の諮問を経て決定しております。

a．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値への貢献意欲を高め、当社の取締役に求められる役割と責務を踏まえた適切な報酬水準とすることを基本方針とする。

b．固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、株主総会において決議された限度額の範囲内で、業績、役割、役位に応じた各人別の金額を取締役会にて協議・決議する。

c．業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上の意欲を高めるため、当社が業績評価として重視している業績指標の目標達成度に応じて支給額を決定し、毎年一定の時期に支給する。

d．固定報酬の額及び業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬は前項のとおり、業績指標の目標達成度に応じて変動することから、固定報酬及び業績連動報酬の合計額（報酬額の合計）に対する業績連動報酬の割合は、概ね０％から35％の範囲で変動する。

ⅱ)監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）で構成しております。

報酬限度額につきましては、2022年６月26日開催の第９回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議をいただいております。

各監査等委員である取締役の基本報酬額につきましては、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	62,535	62,535	－	－	－	4
監査等委員（社外取締役を除く）	－	－	－	－	－	－
社外役員	27,900	27,900	－	－	－	6

（注）１．本書提出日現在の取締役（監査等委員を除く。）は4名（うち社外取締役は1名）、取締役（監査等委員）は３名（うち社外取締役は３名）であります。
２．上表には、2024年７月31日開催の第11回定時株主総会継続会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）２名（うち社外取締役１名）及び取締役（監査等委員）１名（うち社外取締役１名）を含んでおります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

（５）【株式の保有状況】

①　投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式、安定的な取引関係の維持・向上により中長期的な企業価値向上に資すると判断し保有するものを純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

なお、当社は純投資目的である投資株式は保有しておりません。

②　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ａ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、安定的な取引関係の維持・向上により中長期的な企業価値向上に資すると判断するものを政策保有株式として保有しております。政策保有株式の保有の妥当性については、毎年、取締役会において、個別銘柄毎に保有目的や中長期的な経済合理性等を総合的に検証しております。

検証の結果、保有意義が薄れた銘柄については、株式市場の環境等を考慮の上、全部又は一部を売却することを基本方針としております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	4	100,000
非上場株式以外の株式	－	－

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	株式数の増加に係る取得価額の合計額（千円）	株式数の増加の理由
非上場株式	1	100,000	取引関係の維持強化のため
非上場株式以外の株式	－	－	－

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	株式数の減少に係る売却価額の合計額（千円）
非上場株式	－	－
非上場株式以外の株式	－	－

ｃ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③　保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第５【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度（2024年４月１日から2025年３月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年４月１日から2025年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等への参加をしております。

1【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※3 1,720,320	※3 2,623,451
売掛金	300,165	398,181
仕掛品	1,543	854
営業貸付金	3,204,000	2,153,280
預け金	117,663	30,545
その他	157,159	179,252
貸倒引当金	△5,072	△5,072
流動資産合計	5,495,780	5,380,492
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 29,849	※1 0
その他（純額）	※1 12,983	※1 0
有形固定資産合計	42,833	0
無形固定資産		
のれん	85,164	177,485
その他	55	280
無形固定資産合計	85,220	177,765
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 3,581,764	※2 3,974,970
敷金及び保証金	80,800	96,967
繰延税金資産	41,697	7,072
その他	1,440	8,331
投資その他の資産合計	3,705,703	4,087,342
固定資産合計	3,833,756	4,265,107
資産合計	9,329,536	9,645,600

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	55,805	68,677
１年内返済予定の長期借入金	※5,※6 93,192	※5,※6 121,740
未払金	240,486	220,007
契約負債	34,311	108,064
未払法人税等	99,465	342,463
匿名組合出資預り金	3,514,000	2,153,280
顧客預り金	※3 81,654	※3 13,480
株主優待引当金	7,261	11,152
その他	85,281	88,676
流動負債合計	4,211,459	3,127,543
固定負債		
資産除去債務	28,152	26,786
長期借入金	※5,※6 167,284	※5,※6 175,440
長期未払金	-	12,016
繰延税金負債	1,329	6,530
固定負債合計	196,766	220,772
負債合計	4,408,225	3,348,316
純資産の部		
株主資本		
資本金	879,556	879,556
資本剰余金	887,054	880,433
利益剰余金	△549,384	△429,280
自己株式	△445	△445
株主資本合計	1,216,781	1,330,263
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,513	△3,319
為替換算調整勘定	△6,044	△5,652
その他の包括利益累計額合計	△3,531	△8,971
新株予約権	81,917	73,624
非支配株主持分	3,626,143	4,902,367
純資産合計	4,921,310	6,297,284
負債純資産合計	9,329,536	9,645,600

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
売上高	2,899,531	2,993,718
売上原価	994,924	1,033,441
売上総利益	1,904,606	1,960,276
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	687,734	695,711
業務委託費	222,214	183,555
広告宣伝費	93,485	53,510
退職給付費用	8,472	8,051
株主優待引当金繰入額	7,261	9,922
その他	770,425	995,058
販売費及び一般管理費合計	1,789,595	1,945,810
営業利益	115,011	14,466
営業外収益		
受取利息	4,218	3,281
為替差益	6,737	32,435
助成金収入	3,200	-
持分法による投資利益	-	7,313
その他	121	4,420
営業外収益合計	14,276	47,451
営業外費用		
支払利息	2,156	3,066
支払手数料	952	1,652
その他	37	2,242
営業外費用合計	3,146	6,960
経常利益	126,142	54,957
特別利益		
新株予約権戻入益	11,092	13,722
固定資産売却益	-	※3 2,260
投資有価証券売却益	-	362,099
子会社株式売却益	-	※1 769,883
特別利益合計	11,092	1,147,964
特別損失		
減損損失	-	※2 63,631
投資有価証券評価損	49,999	187,050
特別損失合計	49,999	250,681
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益	87,235	952,240
匿名組合損益分配額	94,288	284,709
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	△7,053	667,530
法人税、住民税及び事業税	88,407	360,704
法人税等調整額	△2,289	36,692
法人税等合計	86,118	397,396
当期純利益又は当期純損失（△）	△93,171	270,134
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△48,008	150,030
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△45,163	120,104

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
当期純利益又は当期純損失（△）	△93,171	270,134
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	486,535	△1,068,574
為替換算調整勘定	△2,126	392
その他の包括利益合計	484,409	△1,068,182
包括利益	391,237	△798,047
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△44,775	114,632
非支配株主に係る包括利益	436,012	△912,680

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	879,556	887,149	△504,220	△445	1,262,039	-	△3,918	△3,918	85,987	11,499	1,355,606
当期変動額											
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	-	-	△45,163	-	△45,163	-	-	-	-	-	△45,163
連結子会社の増資による持分の増減	-	△94	-	-	△94	-	-	-	-	-	△94
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	2,513	△2,126	387	△4,069	3,614,644	3,610,961
当期変動額合計	-	△94	△45,163	-	△45,257	2,513	△2,126	387	△4,069	3,614,644	3,565,704
当期末残高	879,556	887,054	△549,384	△445	1,216,781	2,513	△6,044	△3,531	81,917	3,626,143	4,921,310

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	879,556	887,054	△549,384	△445	1,216,781	2,513	△6,044	△3,531	81,917	3,626,143	4,921,310
当期変動額											
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	120,104	-	120,104	-	-	-	-	-	120,104
連結子会社の増資による持分の増減	-	△6,621	-	-	△6,621	-	-	-	-	-	△6,621
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	△5,833	392	△5,440	△8,292	1,276,224	1,262,490
当期変動額合計	-	△6,621	120,104	-	113,482	△5,833	392	△5,440	△8,292	1,276,224	1,375,973
当期末残高	879,556	880,433	△429,280	△445	1,330,263	△3,319	△5,652	△8,971	73,624	4,902,367	6,297,284

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	△7,053	667,530
減価償却費	15,598	34,585
減損損失	-	63,631
投資有価証券評価損益（△は益）	49,999	187,050
投資有価証券売却損益（△は益）	-	△362,099
子会社株式売却損益（△は益）	-	△769,883
株式報酬費用	8,510	5,429
のれん償却額	22,710	22,710
新株予約権戻入益	△11,092	△13,722
受取利息	△4,218	△3,281
支払利息	2,156	3,066
為替差損益（△は益）	△5,292	△32,435
支払手数料	952	1,652
売上債権の増減額（△は増加）	121,820	△48,343
仕入債務の増減額（△は減少）	△32,907	12,872
営業貸付金の増減額（△は増加）	△2,453,550	1,050,720
匿名組合出資預り金の増減額（△は減少）	2,763,550	△1,360,720
顧客預り金の増減額（△は減少）	△181,649	△68,174
未収入金の増減額（△は増加）	△60,578	7,325
未払金の増減額（△は減少）	65,525	△44,321
未払消費税等の増減額（△は減少）	△4,834	△6,044
その他	△53,581	37,078
小計	236,066	△615,371
利息の受取額	4,218	3,281
利息の支払額	△2,156	△3,066
法人税等の還付額	9,443	-
法人税等の支払額	△127,013	△122,492
営業活動によるキャッシュ・フロー	120,558	△737,648
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△32,624	△36,164
投資有価証券の取得による支出	△3,088,899	△2,578,026
投資有価証券の売却による収入	-	1,297,121
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	769,883
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	※2 30,553
関係会社貸付けによる支出	-	△20,000
敷金及び保証金の回収による収入	29,523	60,553
敷金及び保証金の差入による支出	-	△69,641
資産除去債務の履行による支出	-	△20,478
その他	10	2,173
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,091,990	△564,027
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	200,000	-
長期借入金の返済による支出	△65,192	△93,192
非支配株主からの払込みによる収入	4,350	-
投資事業組合等における非支配株主からの出資受入による収入	3,174,186	3,268,358
投資事業組合等における非支配株主への分配金支払	-	△1,095,958
その他	△2,439	△1,652
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,310,905	2,077,555
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,348	39,249
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	344,821	815,129

現金及び現金同等物の期首残高	1,493,162	1,837,984
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,837,984	※1 2,653,113

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数　　17社

連結子会社の名称

株式会社COOL
株式会社COOL SERVICES
株式会社ユニコーン
ZUU SINGAPORE PTE. LTD.
株式会社ZUU IFA
ZUU Funders株式会社
株式会社ZUU Wealth Management
株式会社Xpro
株式会社経済界
株式会社経済界倶楽部
ZUUターゲットファンド for SBC Medical Group 投資事業組合
ZUUターゲットファンド for SBC Medical Group HD２号投資事業組合
ユニコーンターゲットファンド for シコメルフードテック投資事業有限責任組合
ZUU & De Capitalターゲットファンド for KKday投資事業組合
ZUU ターゲットファンド for PlayMining投資事業有限責任組合
ZUU ターゲットファンド for ミツフジ投資事業有限責任組合
ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ投資事業有限責任組合

連結の範囲の変更

当連結会計年度からZUU & De Capitalターゲットファンド for KKday投資事業組合、ZUU ターゲットファンド for PlayMining投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for ミツフジ投資事業有限責
任組合、ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ投資事業有限責任組合、株式会社Xpro、株式会社経済界、株式会社経済界倶楽部を連結の範囲に含めております。これは、ZUU & De Capitalターゲットファンド for KKday投資事業組合、ZUU ターゲットファンド for PlayMining投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for ミツフジ投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ投資事業有限責任組合は当社の子会社が業務執行組合員であり、かつそれぞれ当該組合の存続期間の大部分を支配していると認められることから、連結の範囲に含めることとしたものであります。また、株式会社Xpro、株式会社経済界及び株式会社経済界倶楽部は株式取得に伴い連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数　　1社

関連会社の名称

株式会社NET MONEY

持分法適用の範囲の変更

当社は、当連結会計年度に新設した連結子会社である株式会社NETMONEYの株式の一部を、株式会社FUNDiT と株式会社Macbee Planetに売却しました。本取引後の当社の議決権保有割合は30%となったため、株式会社NET MONEYは持分法適用関連会社となり、連結の範囲から除外しております。

持分法を適用していない関連会社

株式会社ZUUM-Aは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社においては、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
ZUUターゲットファンド for SBC Medical Group HD投資事業組合	11月30日	※
ZUUターゲットファンド for SBC Medical Group HD２号投資事業組合	１月31日	※
ユニコーンターゲットファンド for シコメルフードテック投資事業有限責任組合	１月31日	※
ZUU ターゲットファンド for PlayMining 投資事業有限責任組合	９月30日	※
ZUU ターゲットファンド for ミツフジ 投資事業有限責任組合	２月28日	※
ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ投資事業有限責任組合	11月30日	※

※連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

仕掛品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物は定額法、その他（工具、器具及び備品）は定率法によっております。

なお、建物の耐用年数は８～15年、工具、器具及び備品の耐用年数は２～15年であります。

②無形固定資産

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

重要な外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約について、下記の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループにおける各サービスの収益認識基準は次のとおりであります。

①　広告関連収益

主な履行義務は当社が運営する自社メディア等に顧客の広告を掲載することであります。顧客との契約に基づき、顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

②　メディアシステム提供・運用支援関連収益

主な履行義務は顧客企業のメディアサイト構築、コンテンツ作成及び運用支援であります。サイト構築、コンテンツ作成などの納品物を伴う業務については顧客の検収が行われた時点、運用支援等については月々の役務提供の完了時点で収益を認識しております。

③　PDCA関連サービス収益

主な履行義務は当社PDCA理論等をベースとしたコンサルティングサービスの提供であります。顧客との契約に基づき、実施時間に応じて収益を認識しております。

④　金融トランザクション収益

主な履行義務は金融商品仲介業、不動産仲介業、保険代理業、及び資金調達コンサルティング等のサービスの提供であります。

金融商品仲介事業、不動産仲介業については顧客との契約に基づき、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

保険代理業は、保険会社との保険代理店委託契約に基づき、保険契約の締結の媒介・代理及び付帯業務を行っております。保険契約が有効となった時点で主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で、保険会社との代理店委託契約から生じる保険代理店手数料の金額を収益として認識しております。資金調達コンサルティング等については、その目的となる資金調達等の成果が実現した時点において履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

のれんの評価

⑴　当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん	**177,485千円**

⑵　連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①　当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

連結財務諸表に計上しているのれんは、株式会社AWZ(現　株式会社ZUU Wealth Management)及び株式会社経済界、株式会社経済界倶楽部を取得した際に生じたものであり、取得時における将来事業計画に基づき算定された超過収益力であります。

②　当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの金額算定の基礎となる将来事業計画の収益見積りの指標は、株式会社ZUU Wealth Managementについては、顧客（金融商品取引業者、保険会社等）の数、及び、仲介業務を実施する業務委託契約先のIFA（独立系フィナンシャル・アドバイザー）の人数の見込等であります。また、株式会社経済界及び株式会社経済界倶楽部については、当社との連携による経済界倶楽部の会員数、経済界の経営者ネットワークに対する資金調達支援等のサービス拡大による獲得収益、並びにコストの見直しによる収益性改善の見込等であります。両社ともに、当社のデジタル・マーケティングの顧客基盤、金融商品等の仲介を通じたシナジー効果を勘案し、事業計画を策定しております。

③　翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）　等

１．概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号「リース」の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号「リース」の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号「リース」の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号「リース」と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

２．適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

３．当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「契約負債」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「契約負債」は34,311千円です。

（連結貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	63,407千円	81,025千円

※２　関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
投資有価証券（株式）	5,000千円	12,316千円

※３　現金及び預金

「現金及び預金」の中には、クラウド・ファンディング事業に係る顧客からの一時的な預り金が含まれております。なお、これに見合う以下の債務が流動負債に含まれております。

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
顧客預り金	81,654千円	13,480千円

※４　当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、資本効率の向上及び資金調達の安定性の確保を目的として、取引先金融機関５行との間に当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく借入の実行状況は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額	1,200,000千円	1,200,000千円
借入実行残高	－	－
差引額	1,200,000	1,200,000

※５　財務制限条項

前連結会計年度（2024年３月31日）

貸出コミットメント契約(契約総額400,000千円、当連結会計年度末借入実行残高－千円)について、以下の財務制限条項が付されています。（契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。）

①各連結会計年度末における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

②各連結会計年度末における経常損益を２期連続で赤字としないこと。

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年以内返済予定長期借入金25,992千円、長期借入金73,684千円であります。

①2024年3月期以降、各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純有利子負債の金額を連結損益計算書におけるEBITDAで除した値を0以上4以下に維持すること。

②株式会社ZUU Wealth Managementの各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益、のれん償却額の合計から法人税等を控除した額について、2024年3月期以降、前事業年度との2期平均で20百万円を下回らないこと。

当連結会計年度（2025年３月31日）

貸出コミットメント契約(契約総額400,000千円、当連結会計年度末借入実行残高－千円)について、以下の財務制限条項が付されています。（契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。）

①各連結会計年度末における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

②各連結会計年度末における経常損益を２期連続で赤字としないこと。

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財

務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年以内返済予定長期借入金25,992千円、長期借入金47,692千円であります。
①2024年3月期以降、各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純有利子負債の金額を連結損益計算書におけるEBITDAで除した値を0以上4以下に維持すること。
②株式会社ZUU Wealth Managementの各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益、のれん償却額の合計から法人税等を控除した額について、2024年3月期以降、前事業年度との2期平均で20百万円を下回らないこと。

※６　担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
子会社株式	142,500千円	142,500千円
計	142,500	142,500

担保に係る債務

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
１年内返済予定の長期借入金	25,992千円	25,992千円
長期借入金	73,684	47,692
計	99,676	73,684

(注)上記の子会社株式に関しましては連結財務諸表上、相殺消去しております。

（連結損益計算書関係）

※１　子会社株式売却益

当社は、当連結会計年度に新設した連結子会社である株式会社NET MONEYの株式の一部を、株式会社 FUNDiT と株式会社Macbee Planetに売却しました。
当該売却により子会社株式売却益769,883千円を計上しております。詳細は、連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」をご参照下さい。

※２　固定資産の減損損失

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① 減損損失を認識した資産の概要、減損損失の金額

会社・場所	用途	種類	減損損失
株式会社ZUU （東京都港区）	全社資産	建物 工具器具備品 無形固定資産	63,631千円

② 減損損失を認識するに至った経緯

株式会社ZUUの建物、工具器具備品及び無形固定資産について、当初予定していた収益が見込めなくなったため、減損損失を認識するに至りました。

③ 資産のグルーピングの方法

当社グループは、主に管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しております。
将来キャッシュ・フローに基づく価値がゼロであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

※３　固定資産の売却

オフィス移転に伴い、不要になった備品等を売却したため、固定資産売却益2,260千円を計上しております。

（連結包括利益計算書関係）

※　その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	487,864千円	△709,559千円
組替調整額	－	△362,099千円
法人税等及び税効果調整前	487,864千円	△1,071,659千円
法人税等及び税効果額	△1,329千円	3,084千円
計	486,535千円	△1,068,574千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	△2,126千円	392千円
計	△2,126千円	392千円
その他の包括利益合計	484,409千円	△1,068,182千円

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,749,860	―	―	4,749,860
合計	4,749,860	―	―	4,749,860

２．自己株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	224	―	―	224
合計	224	―	―	224

３．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
提出会社	第３回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
提出会社	第５回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	11,063
提出会社	第７回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	46,237
提出会社	第９回新株予約権	普通株式	200,000	－	200,000	－	－
提出会社	第10回ストック・オプションとしての新株予約権（注）	－	－	－	－	－	12,597
提出会社	第11回ストック・オプションとしての新株予約権（注）	－	－	－	－	－	8,879
提出会社	第12回ストック・オプションとしての新株予約権（注）	－	－	－	－	－	3,139
	合計		－	－	－	－	81,917

（注）第11回、第12回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,749,860	－	－	4,749,860
合計	4,749,860	－	－	4,749,860

２．自己株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	224	－	－	224
合計	224	－	－	224

３．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
提出会社	第３回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
提出会社	第５回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	9,219
提出会社	第７回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	38,385
提出会社	第10回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	9,973
提出会社	第11回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	8,411
提出会社	第12回ストック・オプションとしての新株予約権（注）	－	－	－	－	－	5,412
提出会社	第13回ストック・オプションとしての新株予約権（注）	－	－	－	－	－	2,221
	合計		－	－	－	－	73,624

（注）第12回、第13回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
現金及び預金勘定	1,720,320千円	2,623,451千円
預け金(注)	117,663	29,661
現金及び現金同等物	1,837,984千円	2,653,113千円

(注)前連結会計年度の「預け金」は証券会社に対しての一時的な預け入れであり、随時引き出し可能であることから現金及び同等物に含めております。当連結会計年度は「預け金」のうち29,661千円は証券会社に対しての一時的な預け入れであり、随時引き出し可能であることから現金及び同等物に含めております。

※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

流動資産	134,369千円
固定資産	31,232
のれん	115,031
流動負債	△119,842
固定負債	△127,390
新規取得連結子会社の取得価額	33,401
新規取得連結子会社の現金及び現金同等物	△63,954
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入（△は収入）	△30,553

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
１年内	53,664	102,197
１年超	―	―
合計	53,664	102,197

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、長期事業投資計画等に照らして必要な資金を自己資金及び銀行借入により調達しております。一時的な余資は普通預金で保有しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券については、ファンドが保有する株式等の他、業務上の関係を有する企業の株式であり、価格変動リスク、信用リスク、市場流動性リスク等のリスクに晒されております。敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。また、営業債務である買掛金、未払金及びフィンテックトランザクション事業において投資家が出資した金銭等である匿名組合出資預り金は流動性リスクに晒されております。短期借入金の使途は、主に運転資金及び設備資金であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券の一部について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。匿名組合出資預り金については匿名組合契約に基づき資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年３月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)投資有価証券	3,515,588	3,515,588	－
(2)敷金及び保証金	80,800	78,177	△2,623
(3)営業貸付金	3,204,000	3,202,725	△1,274
(4)匿名組合出資預り金	3,514,000	3,512,727	△1,272
(5)長期借入金（1年以内返済予定を含む）	260,476	256,485	△3,990

当連結会計年度（2025年３月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)投資有価証券	3,801,457	3,801,457	－
(2)敷金及び保証金	96,967	75,466	△21,500
(3)営業貸付金	2,153,280	2,151,829	△1,450
(4)匿名組合出資預り金	2,153,280	2,151,829	△1,450
(5)長期借入金（1年以内返済予定を含む）	297,180	291,127	△6,052

（注）１．「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「未払金」「顧客預り金」「未払法人税等」については現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）２．市場価格のない株式等は、時価開示の対象に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前連結会計年度（2024年３月31日）	当連結会計年度（2025年３月31日）
投資有価証券		
非上場株式	61,176	161,176
関連会社株式	5,000	12,316

（注）３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年３月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,720,320	－	－	－
売掛金	300,165	－	－	－
営業貸付金	3,204,000	－	－	－
預け金	117,663	－	－	－
敷金及び保証金	－	60,553	－	20,247
合計	5,342,149	60,553	－	20,247

当連結会計年度（2025年３月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	2,623,451	－	－	－
売掛金	398,181	－	－	－
営業貸付金	2,153,280	－	－	－
預け金	30,545	－	－	－
敷金及び保証金	－	－	455	96,512
合計	5,205,458	－	455	96,512

（注）４．長期借入金（１年以内返済予定を含む）の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年３月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	93,192	93,192	52,392	21,700	－	－
合計	93,192	93,192	52,392	21,700	－	－

当連結会計年度（2025年３月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	121,740	80,940	44,826	17,855	14,952	16,867
合計	121,740	80,940	44,826	17,855	14,952	16,867

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,758,588	－	－	2,758,588
資産計	2,758,588	－	－	2,758,588

当連結会計年度（2025年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,989,537	－	－	1,989,537
転換社債型新株予約権付社債	－	－	1,811,920	1,811,920
資産計	1,989,537	－	1,811,920	3,801,457

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、 その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

ファンドが保有する非上場の転換社債型新株予約権付社債については重要な観察できないインプットを時価の算定に用いているため、レベル３の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	－	－	757,000	757,000
敷金及び保証金	－	78,177	－	78,177
営業貸付金	－	3,202,725	－	3,202,725
資産計	－	3,280,902	757,000	4,037,902
匿名組合出資預り金	－	3,512,727	－	3,512,727
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	－	256,485	－	256,485
負債計	－	3,769,213	－	3,769,213

当連結会計年度（2025年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	－	－	－
敷金及び保証金	－	75,466	－	75,466
営業貸付金	－	2,151,829	－	2,151,829
資産計	－	2,227,296	－	2,227,296
匿名組合出資預り金	－	2,151,829	－	2,151,829
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	－	291,127	－	291,127
負債計	－	2,442,957	－	2,442,957

（注）１．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

ファンドが保有する非上場のワラントについては重要な観察できないインプットを時価の算定に用いるため、レベル３の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しているため、レベル２に分類しております。

営業貸付金

営業貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しているため、レベル２に分類しております。

匿名組合出資預り金

匿名組合出資預り金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しているため、レベル２に分類しております。

長期借入金(1年以内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残余期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しているため、レベル２に分類しております。

（注）２．時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

①　重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社グループにおいて、レベル３の時価で連結貸借対照表に計上している金融商品は転換社債型新株予約権付社債であり、評価技法は二項モデルを用いております。時価の算定に用いた観察できないインプットのうち重要なインプットは株価変動性です。

②　レベル３の時価で計上されている転換社債型新株予約権付社債の期首残高から期末残高への調整表

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
期首残高	－
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上	－
その他の包括利益に計上(※１)	269,241
購入、売却、償還	1,542,678
期末残高	1,811,920

(※１)　連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

③　時価の評価プロセスの説明

当社において、時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価のものは、全て第三者から入手した価格を使用しております。第三者から入手した価格を使用するにあたっては、使用されている評価技法およびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④　重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

転換社債型新株予約権付社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである株価変動性は、対象とする指数である株価の変化及び幅の大きさに関する指標であり、株価変動性の著しい増加（減少）は、転換社債型新株予約権付社債価格の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前連結会計年度（2024年３月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,758,588	2,286,138	472,449
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	－	－	－
	(3) その他	757,000	724,915	32,085
	小計	3,515,588	3,011,053	504,534
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	61,176	61,176	－
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	61,176	61,176	－
合計		3,576,764	3,072,229	504,534

当連結会計年度（2025年３月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	899,920	630,678	269,241
	(3) その他	－	－	－
	小計	899,920	630,678	269,241
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,150,733	3,003,785	△853,051
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	－	-	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	912,000	912,000	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	3,062,733	3,915,785	△853,051
合計		3,962,654	4,546,463	△583,810

２．売却したその他有価証券

前連結会計年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計 （千円）
(1) 株式	1,297,121	362,099	－
(2) 債券	－	－	－
① 国債・地方債等	－	－	－
② 社債	－	－	－
③ その他	－	－	－
合計	1,297,121	362,099	－

３．減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券について49,999千円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券について187,050千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、市場価格のある株式等については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回収可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性を考慮して減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

２．退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
確定拠出型退職給付制度に係る費用	8,472千円	8,051千円

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
販売費及び一般管理費	8,510千円	5,429千円

２．権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
新株予約権戻入益	11,092千円	13,722千円

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

	第２回新株予約権	第３回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役３名　従業員　39名	従業員　38名　子会社従業員３名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　346,000株	普通株式　107,440株
付与日	2016年７月16日	2017年８月23日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2018年７月16日 至　2026年7月15日	自　2019年８月23日 至　2027年8月22日

	第５回新株予約権	第７回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員　37名	従業員　76名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　59,200株	普通株式　64,600株
付与日	2019年７月５日	2020年７月３日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2021年６月15日 至　2029年6月13日	自　2022年５月30日 至　2030年5月28日

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員　71名	従業員　74名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　39,600株	普通株式　37,000株
付与日	2021年７月30日	2022年７月20日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2024年１月１日 至　2031年７月29日	自　2024年８月15日 至　2032年７月20日

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員　65名	従業員　57名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　32,500株	普通株式　28,500株
付与日	2023年８月17日	2024年10月17日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2025年８月17日 至　2033年７月19日	自　2026年10月17日 至　2034年９月27日

（注）2018年４月29日付株式分割（普通株式１株につき10株の割合）及び2020年10月１日付株式分割（普通株式１株につき２株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

（２）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①　ストック・オプションの数

	第２回新株予約権	第３回新株予約権
権利確定前　（株）		
前連結会計年度末	－	－
付与	－	－
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	－	－
権利確定後　（株）		
前連結会計年度末	49,360	30,140
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	27,560	14,680
未行使残	21,800	15,460

	第５回新株予約権	第７回新株予約権
権利確定前　（株）		
前連結会計年度末	－	－
付与	－	－
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	－	－
権利確定後　（株）		
前連結会計年度末	9,600	31,800
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	1,600	5,400
未行使残	8,000	26,400

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前　（株）		
前連結会計年度末	―	19,000
付与	―	―
失効	―	1,500
権利確定	―	17,500
未確定残	―	―
権利確定後　（株）		
前連結会計年度末	14,400	―
権利確定	―	17,500
権利行使	―	―
失効	3,000	2,500
未行使残	11,400	15,000

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利確定前　（株）		
前連結会計年度末	29,000	―
付与	―	28,500
失効	9,000	5,500
権利確定	―	―
未確定残	20,000	23,000
権利確定後　（株）		
前連結会計年度末	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

（注）2018年４月29日付株式分割（普通株式１株につき10株の割合）及び2020年10月１日付株式分割（普通株式１株につき２株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②　単価情報

	第２回新株予約権	第３回新株予約権
権利行使価格	1,200	1,300
行使時平均株価	―	―
付与日における公正な評価単価	―	―

	第５回新株予約権	第７回新株予約権
権利行使価格　（円）	2,390	2,510
行使時平均株価　（円）	―	―

	第５回新株予約権	第７回新株予約権
付与日における公正な評価単価 （円）	1,152.5	1,454

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 （円）	1,711	1,034
行使時平均株価 （円）	―	―
付与日における公正な評価単価 （円）	874	560.78

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格 （円）	695	748
行使時平均株価 （円）	―	―
付与日における公正な評価単価 （円）	324.77	386.36

（注）2018年４月29日付株式分割（普通株式１株につき10株の割合）及び2020年10月１日付株式分割（普通株式１株につき２株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

４．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第13回ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	第13回ストック・オプション
株価変動性（注）1	56.84%
予想残存期間（注）2	5.98年
予想配当（注）3	0.00%
無リスク利子率（注）4	0.61%

（注）1.株価変動性は、予想残存期間（5.98年）に対応する過去期間の株価に基づき算定しております。
2.十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3.2024年３月期の配当実績によっております。
4.予想残存期間に対応する国債の利回りを基礎として算定しております。

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

６．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

（１）当連結会計年度末における本源的価値の合計額　　－千円

（２）当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額　　－千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)２	329,623千円	369,339千円
貸倒引当金	1,553	7,638
棚卸資産評価損	―	15,138
未払事業税	9,919	18,387
資産除去債務	8,620	6,133
減価償却超過額	7,738	18,768
投資有価証券評価損	33,865	40,048
関係会社株式評価損	―	103,996
その他	4,027	27,350
繰延税金資産小計	395,347	606,801
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)２	△315,864	△369,339
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△35,709	△230,430
評価性引当額小計(注)１	△351,573	△599,769
繰延税金資産合計	43,774	7,032
繰延税金負債		
資産除去債務	2,076	―
その他有価証券評価差額金	―	270
固定資産圧縮積立金	―	6,220
繰延税金負債合計	2,076	6,490
繰延税金資産の純額	41,697	542

（注）１．前連結会計年度と比較して評価性引当額が248,195千円増加しております。この増加の主な内容は、投資有価証券評価損及び関係会社株式評価損によるものであります。

（注）２　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2024年３月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	1,337	3,696	―	15,905	46,607	262,076	329,623千円
評価性引当額 (b)	△1,337	△3,696	―	△15,905	△46,607	△248,317	△315,864千円
繰延税金資産	―	―	―	―	―	13,758	13,758千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金329,623千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産13,758千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2025年３月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	3,696	―	16,342	48,980	26,566	273,752	369,339千円
評価性引当額	△3,696	―	△16,342	△48,980	△26,566	△273,752	△369,339千円
繰延税金資産	―	―	―	―	―	―	―千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
法定実効税率	税金等調整前当期純損失のため、記載を省略しております。	30.6%
（調整）		
永久差異		0.4
住民税均等割		0.3
評価性引当額の増減		24.1
留保金課税		8.5
その他		△4.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率		59.5

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

１．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社経済界及びその子会社である株式会社経済界倶楽部

事業の内容　　書籍出版業

(2) 企業結合を行った主な理由

経済界が保有するブランド、経営者ネットワークを活用し、当社のフィンテック・トランザクション事業を中心に事業シナジーを創出することを考えております。

(3) 企業結合日

2025年３月24日（株式取得日）

2025年３月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した株式の議決権比率

40.3%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

２．連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年３月31日を取得日としているため、貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間はありません。

３．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	33,401	千円
取得原価		33,401	

４．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　7,127　千円

５．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

115,031　千円

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

５年間にわたる均等償却

６．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	134,369　千円
固定資産	31,232
資産合計	165,602
流動負債	119,842
固定負債	127,390
負債合計	247,232

７．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	378,330　千円
営業損失（△）	△69,786
経常損失（△）	△63,294
税金等調整前当期純損失（△）	△63,294
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△65,099

※概算額の算定方法

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報は株式会社経済界及びその子会社の経済界倶楽部の2024年４月１日から2025年３月31日までの売上高及び損益情報を基礎として、影響の概算額としております。

また、企業結合時に認識されたのれんが当期首に発生したものとしてのれん償却額を算定し、影響の概算額に加味しております。なお、影響の概算額につきましては、監査証明を受けておりません。

（共通支配下の取引等）

（吸収分割による事業承継）

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、子会社として設立した株式会社NET MONEYに対して、吸収分割により当社の営む送客メディア事業を承継させることを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。そして、2025年1月1日付けで本分割を実施いたしました。

１．取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び事業の内容

事業の名称　　送客メディア事業

事業の内容　　『NET MONEY』を中心とする送客メディア事業の運営

(2) 企業結合日

2025年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社NET MONEYを承継会社とする吸収分割(簡易吸収分割)

(4) 企業結合の名称
変更なし

(5) その他取引の概要に関する事項
当社の送客メディア事業を、子会社として設立した株式会社NET MONEYに移管し、株式会社FUNDiT及び株式会社Macbee Planetに対して株式会社NET MONEYの株式の一部譲渡を行うことにより、今後、当社、株式会社FUNDiT及び株式会社Macbee Planetの3社が強みを活かし、送客事業の成長に取り組むことを目的としております。

２.実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号　2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（子会社株式の売却）
当社は、共通支配下の取引に記載のとおり、当連結会計年度に株式会社NET MONEYを新設し、当社の送客事業の一部を吸収分割いたしました。
本分割後、2024年11月14日開催の取締役会決議に基づき、株式NET MONYの株式の一部を株式会社FUNDiTと株式会社Macbee Planeに売却しました。当該売却により「子会社株式売却益」として769,883千円を特別利益に計上しております。
なお、本取引後の当社の議決権保有割合は30%となったため、株式会社NET MONEYは持分法適用会社となり、連結の範囲から除外しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

本社用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.44%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
期首残高	15,121千円	28,152千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13,563	19,357
時の経過による調整額	△531	△428
資産除去債務の履行による減少額	－	△27,621
連結子会社の取得に伴う増加額	－	7,326
期末残高	28,152	26,786

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	フィンテック・プラットフォーム	フィンテック・トランザクション	
広告関連収益	1,143,417	－	1,143,417
メディアシステム提供・運用支援関連収益	512,817	－	512,817
PDCA関連サービス収益	－	360,645	360,645
金融トランザクション収益	－	881,637	881,637
その他収益	1,013	－	1,013
顧客との契約から生じる収益	1,657,248	1,242,282	2,899,531
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	1,657,248	1,242,282	2,899,531

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	フィンテック・プラットフォーム	フィンテック・トランザクション	
広告関連収益	525,218	－	525,218
メディアシステム提供・運用支援関連収益	579,558	－	579,558
PDCA関連サービス収益	－	340,451	340,451
金融トランザクション収益	－	1,548,489	1,548,489
その他収益	－	－	－
顧客との契約から生じる収益	1,104,777	1,888,941	2,993,718
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	1,104,777	1,888,941	2,993,718

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　４．会計方針に関する事項 (7)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

３．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客等との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産はありません。

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	421,409	300,165
契約負債	58,439	34,311

なお、当連結会計年度期首時点の契約負債残高58,439千円は、当連結会計年度の収益として計上されています。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	300,165	398,181
契約負債	34,311	108,064

なお、当連結会計年度期首時点の契約負債残高34,311千円は、当連結会計年度の収益として計上されています。当連結会計年度における契約負債の主な増加要因は株式会社経済界倶楽部を子会社としたことによるものです。当該契約負債は年会費の前受によるものであり、1年以内に履行義務が充足されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「フィンテック・プラットフォーム事業」は金融領域特化型ウェブ/スマートフォン・メディアの運営を中心とした、金融関連市場に特化した各種サービスを展開しており、「フィンテック・トランザクション事業」は融資型・株式型クラウド・ファンディング及び商品仲介業並びに保険代理業、PDCA関連サービスを展開しております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は営業利益又は営業損失ベースでの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）	連結財務諸表計上額
	フィンテック・プラットフォーム	フィンテック・トランザクション	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,657,248	1,242,282	2,899,531	-	2,899,531
セグメント間の内部売上高又は振替高	600	300	900	△900	-
計	1,657,848	1,242,582	2,900,431	△900	2,899,531
セグメント利益又は損失（△）	102,415	12,596	115,011	-	115,011
セグメント資産	251,552	8,006,067	8,257,620	1,071,916	9,329,536
その他の項目					
減価償却費	8,915	6,683	15,598	-	15,598
のれん償却額	-	22,710	22,710	-	22,710
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	-	-	32,624	32,624

（注）　セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去△168,065千円及び報告セグメントに配分していない全社資産1,239,981千円であります。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）	連結財務諸表計上額
	フィンテック・プラットフォーム	フィンテック・トランザクション	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,104,777	1,888,941	2,993,718	-	2,993,718
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,104,777	1,888,941	2,993,718	-	2,993,718
セグメント利益又は損失（△）	35,456	△20,989	14,466	-	14,466
セグメント資産	201,507	8,300,476	8,501,984	1,143,616	9,645,600
その他の項目					
減価償却費	12,574	22,011	34,585	-	34,585
減損損失	-	-	-	63,631	63,631
のれん償却額	-	22,710	22,710	-	22,710
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	-	-	-	-

（注）　セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去△104,555千円及び報告セグメントに配分していない全社資産1,248,172千円であります。また、減損損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産の一部について減損損失を計上した金額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	フィンテック・プラットフォーム	フィンテック・トランザクション	全社・消去	合計
当期償却額	-	22,710	-	22,710
当期末残高	-	85,164	-	85,164

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	フィンテック・プラットフォーム	フィンテック・トランザクション	全社・消去	合計
当期償却額	-	22,710	-	22,710
当期末残高	-	177,485	-	177,485

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及びその近親者等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	トミーアセットマネジメント株式会社（注２）	東京都港区	1,000	資産管理会社	（被所有）直接　2.4	役員兼任	匿名組合による出資の引受（注１）	285,000	匿名組合出資預り金	155,000
							匿名組合損益分配金の支払（注１）	6,018	未払金	3,472

（注）１.当該匿名組合は、当社の連結子会社である株式会社COOL SERVICESを営業者とする匿名組合であり、匿名組合契約に基づき、出資を受けております。

２.トミーアセットマネジメント株式会社は、当社代表取締役冨田和成が議決権の過半数を保有している会社であります。

（イ）連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者等

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	株式会社NET MONEY	東京都港区	5	送客メディア事業	（所有）直接　30.0	資金の援助業務委託	資金の貸付（注１）	20,000	関係会社貸付金	20,000
							業務委託（注２）	40,717	買掛金	27,234

（注）１.資金の貸付及び利息の受取については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

２.当社は、WEBメディアの運営に関する業務を委託しております。業務委託費につきましては、業務内容を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及びその近親者等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	冨田和成	－	－	当社代表取締役	（被所有）直接　50.6	－	ターゲット・ファンドによる出資引受（注３）	97,893	－	－
							ターゲット・ファンドによる出資の返還（注３）	20,385	－	－
							ターゲット・ファンド組成報酬の受取（注３）	2,350	－	－

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	トミーアセットマネジメント株式会社（注２）	東京都港区	1,000	資産管理会社	（被所有）直接　2.4	役員兼任	ターゲット・ファンドによる出資の引受（注３）	47,000	－	－
							ターゲット・ファンド組成報酬の受取（注３）	2,350	－	－
							匿名組合による出資の返還（注１）	155,000	匿名組合出資預り金	－
							匿名組合損益分配金の支払（注１）	3,474	未払金	－

(注) １.当該匿名組合は、当社の連結子会社である株式会社COOL SERVICESを営業者とする匿名組合であり、匿名組合契約に基づき、出資を受けております。
２.トミーアセットマネジメント株式会社は、当社代表取締役冨田和成が議決権の過半数を保有している会社であります。
３.当該ターゲット・ファンドは、当社の連結子会社であるZUU Funders株式会社及び株式会社ユニコーンを業務執行社員または無限責任組合員とする投資事業組合または投資事業有限責任組合であり、投資事業組合契約または投資事業有限責任組合契約に基づき出資を受けております。

（イ）連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
重要な子会社の役員	佐藤有美	－	－	株式会社経済界代表取締役 株式会社経済界倶楽部代表取締役	（被所有）直接　－	資金の援助被債務保証	資金の貸付（注１）	－	短期貸付金	14,508
							利息の受取（注１）	－	未収収益	3,678
							被債務保証（注２）	129,892	－	－

(注) １.資金の貸付及び利息の受取については、年利1.83%で貸し付けており、2025年５月２日に元利合計の全額を回収しております。
２.連結子会社である株式会社経済界は、銀行借入に対して、同社代表取締役佐藤有美より債務保証を受けております。当該借入金の金額は、129,892千円であります。なお、保証料などの支払は行っておりません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
１株当たり純資産額	255.44　円	278.19　円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△9.51　円	25.29　円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	-	25.26　円

（注）１．前連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△45,163	120,104
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△45,163	120,104
普通株式の期中平均株式数（株）	4,749,636	4,749,636
潜在株式調整後１株当たり当期純利益		
普通株式増加数（株）	-	4,391
（うち新株予約権（株））	(-)	(4,391)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権７種類 (普通株式　183,300株)	新株予約権６種類 (普通株式　98,060株)

（重要な後発事象）

当社の連結子会社であるZUU ターゲットファンド for ミツフジ 投資事業有限責任組合は、2025年4月11日に、ミツフジ株式会社が発行する無担保転換社債型新株予約権付社債およびD種種類株式を取得する投資を実行いたしました。投資金額の合計は824,999千円であります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	93,192	121,740	1.58	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	167,284	175,440	1.67	2026年４月１日～2032年２月29日
合計	260,476	297,180	－	－

（注）１．平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．返済期限については最終返済期限を記載しております。なお、長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）
長期借入金	80,940	44,826	17,855	14,952

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（２）【その他】

当連結会計年度における半期情報等

（累計期間）	第１四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第３四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高（千円）	724,361	1,421,681	2,160,012	2,993,718
税金等調整前当期純利益又は中間（四半期）純損失金額（△）（千円）	△35,156	△239,872	△128,207	667,530
親会社株主に帰属する当期純利益又は中間（四半期）純損失金額（△）（千円）	△1,520	△115,405	△224,627	120,104
１株当たり当期純利益又は１株当たり中間（四半期）純損失（△）（円）	△0.32	△24.30	△47.29	25.29

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益又は１株当たり四半期純損失（△）（円）	△0.32	△23.98	△23.00	72.58

（注）第１四半期連結累計期間及び第３四半期連結累計期間に係る財務諸表に対するレビュー：無

2【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,016,576	992,707
売掛金	※1 339,806	※1 374,994
仕掛品	1,543	854
前払費用	21,546	11,556
関係会社貸付金	※1 140,275	※1 199,775
その他	※1 68,242	※1 115,485
貸倒引当金	△149,262	△224,493
流動資産合計	1,438,726	1,470,880
固定資産		
有形固定資産		
建物	59,680	59,116
減価償却累計額	△29,830	△2,815
減損損失累計額	－	△56,301
建物（純額）	29,849	0
工具、器具及び備品	45,761	21,111
減価償却累計額	△32,778	△13,823
減損損失累計額	－	△7,287
工具、器具及び備品（純額）	12,983	0
有形固定資産合計	42,833	0
無形固定資産		
商標権	55	0
無形固定資産合計	55	0
投資その他の資産		
投資有価証券	0	100,000
関係会社株式	※4 167,500	※4 215,031
敷金及び保証金	80,635	72,482
繰延税金資産	35,272	－
投資その他の資産合計	283,408	387,514
固定資産合計	326,297	387,514
資産合計	1,765,024	1,858,394

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 61,965	※1 74,837
１年内返済予定の長期借入金	※3,※4 93,192	※3,※4 93,192
未払金	※1 154,486	※1 157,154
未払費用	34,624	32,613
未払法人税等	12,557	277,251
契約負債	34,311	49,619
預り金	17,811	10,104
株主優待引当金	7,261	11,152
関係会社事業損失引当金	1,131	1,817
その他	64	541
流動負債合計	417,406	708,285
固定負債		
長期借入金	※3,※4 167,284	※3,※4 74,092
資産除去債務	28,152	19,459
固定負債合計	195,436	93,551
負債合計	612,843	801,837
純資産の部		
株主資本		
資本金	879,556	879,556
資本剰余金		
資本準備金	864,556	864,556
資本剰余金合計	864,556	864,556
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△673,403	△760,734
利益剰余金合計	△673,403	△760,734
自己株式	△445	△445
株主資本合計	1,070,263	982,932
新株予約権	81,917	73,624
純資産合計	1,152,180	1,056,557
負債純資産合計	1,765,024	1,858,394

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
売上高	※２ 2,315,939	※２ 1,929,274
売上原価	805,514	735,552
売上総利益	1,510,424	1,193,721
販売費及び一般管理費	※１,※２ 1,559,871	※１,※２ 1,597,806
営業損失（△）	△49,446	△404,085
営業外収益		
受取利息	226	722
助成金収入	3,200	－
その他	※２ 3	※２ 833
営業外収益合計	3,429	1,556
営業外費用		
支払利息	2,156	3,066
貸倒引当金繰入額	77,100	69,500
支払手数料	952	1,652
為替差損	179	161
その他	－	※２ 2,240
営業外費用合計	80,388	76,620
経常損失（△）	△126,404	△479,149
特別利益		
固定資産売却益	－	2,260
新株予約権戻入益	11,092	13,722
子会社株式売却益	－	769,883
特別利益合計	11,092	785,865
特別損失		
関係会社株式評価損	11,000	36,500
投資有価証券評価損	49,999	－
減損損失	－	63,631
特別損失合計	60,999	100,131
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△176,311	206,584
法人税、住民税及び事業税	2,258	258,643
法人税等調整額	△10,074	35,272
法人税等合計	△7,816	293,915
当期純損失（△）	△168,495	△87,330

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日） 金額（千円）	構成比 （％）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日） 金額（千円）	構成比 （％）
Ⅰ　労務費		215,374	26.7	209,284	28.5
Ⅱ　外注費		180,093	22.4	91,989	12.5
Ⅲ　経費	※	410,045	50.9	434,278	59.0
計		805,514	100.0	735,552	100.0
売上原価		805,514		735,552	

原価計算の方法

当社の原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

（注）※主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
支払手数料（千円）	6,461	2,410
業務委託費（千円）	75,788	105,315
広告運用費（千円）	310,136	311,261

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	879,556	864,556	864,556	△504,907	△504,907	△445	1,238,759	85,987	1,324,746
当期変動額									
当期純損失（△）	－	－	－	△168,495	△168,495	－	△168,495	－	△168,495
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	△4,069	△4,069
当期変動額合計	－	－	－	△168,495	△168,495	－	△168,495	△4,069	△172,565
当期末残高	879,556	864,556	864,556	△673,403	△673,403	△445	1,070,263	81,917	1,152,180

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	879,556	864,556	864,556	△673,403	△673,403	△445	1,070,263	81,917	1,152,180
当期変動額									
当期純損失（△）	－	－	－	△87,330	△87,330	－	△87,330	－	△87,330
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	△8,292	△8,292
当期変動額合計	－	－	－	△87,330	△87,330	－	△87,330	△8,292	△95,623
当期末残高	879,556	864,556	864,556	△760,734	△760,734	△445	982,932	73,624	1,056,557

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法によっております。

なお、建物の耐用年数は８～15年、工具、器具及び備品の耐用年数は２～15年であります。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額を超えて、当社が負担することになる損失見込み額を計上しております。

４．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

重要な外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、下記の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社における各サービスの収益認識基準は次のとおりであります。

① 広告関連収益

主な履行義務は当社が運営する自社メディア等に顧客の広告を掲載することであります。顧客との契約に基づき、顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

② メディアシステム提供・運用支援関連収益

主な履行義務は顧客企業のメディアサイト構築、コンテンツ作成及び運用支援であります。サイト構築、コンテンツ作成などの納品物を伴う業務については顧客の検収が行われた時点、運用支援等については月々の役務提供の完了時点で収益を認識しております。

③　PDCA関連サービス収益

主な履行義務は当社PDCA理論等をベースとしたコンサルティングサービスの提供であります。顧客との契約に基づき、実施時間に基づき収益を認識しております。

④　金融トランザクション収益

主な履行義務は不動産仲介業及び資金調達コンサルティング等のサービスの提供であります。

不動産仲介業については、顧客との契約に基づき、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

資金調達コンサルティング等については、その目的となる資金調達等の成果が実現した時点において履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

関係会社株式

⑴　当事業年度の財務諸表に計上した金額

子会社株式及び関連会社株式	215,031千円

⑵　財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

財務諸表に計上している関係会社株式は、主に株式会社ZUU Wealth Management及び株式会社経済界の株式の取得原価であります。

②　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は関係会社株式について、超過収益力を反映した実質価額と取得原価とを比較することにより、減損処理の要否を判断しております。

超過収益力の評価においては、対象会社の将来の事業計画を基礎として超過収益力を見積もっており、当該事業計画における重要な仮定の内容については、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積りに関する注記）」に記載のとおりであります。

（貸借対照表関係）

※１　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
短期金銭債権	229,293千円	310,988千円
短期金銭債務	27,826	53,397

※２　当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上及び資金調達の安定性の確保を目的として、取引先金融機関５行との間に当座貸越及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく借入の実行状況は以下のとおりであります。

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額	1,200,000千円	1,200,000千円
借入実行残高	－	－
差引額	1,200,000	1,200,000

※３　財務制限条項

前事業年度（2024年３月31日）

貸出コミットメント契約(契約総額400,000千円、当連結会計年度末借入実行残高－千円)について、以下の財務制限条項が付されています。（契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。）

①各連結会計年度末における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

②各連結会計年度末における経常損益を２期連続で赤字としないこと。

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年以内返済予定長期借入金25,992千円、長期借入金73,684千円であります。

①2024年3月期以降、各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純有利子負債の金額を連結損益計算書におけるEBITDAで除した値を0以上4以下に維持すること。

②株式会社ZUU Wealth Managementの各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益、のれん償却額の合計から法人税等を控除した額について、2024年3月期以降、前事業年度との2期平均で20百万円を下回らないこと。

当事業年度（2025年３月31日）

貸出コミットメント契約(契約総額400,000千円、当連結会計年度末借入実行残高－千円)について、以下の財務制限条項が付されています。（契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。）

①各連結会計年度末における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

②各連結会計年度末における経常損益を２期連続で赤字としないこと。

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年以内返済予定長期借入金25,992千円、長期借入金47,692千円であります。

①2024年3月期以降、各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純有利子負債の金額を連結損益計算書におけるEBITDAで除した値を0以上4以下に維持すること。

②買収対象会社の各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローについて、2024年3月期以降、前事業年度との2期平均で20百万円を下回らないこと。

※４　担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
子会社株式	142,500千円	142,500千円
計	142,500	142,500

担保に係る債務

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
１年内返済予定の長期借入金	25,992千円	25,992千円
長期借入金	73,684	47,692
計	99,676	73,684

（損益計算書関係）

※１　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度52.3%、当事業年度47.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47.7%、当事業年度52.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
給料及び手当	639,018千円	615,131千円
業務委託費	225,510	187,478
減価償却費	15,598	34,585
貸倒引当金繰入額	5,523	5,730
株主優待引当金繰入額	7,261	9,922
関係会社事業損失引当金繰入額	1,131	686
退職給付費用	8,472	8,051
広告宣伝費	91,407	51,426

※２　関係会社との取引高

	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
営業取引による取引高		
売上高	65,979千円	35,516千円
営業費用	6,750	46,717
営業取引以外の取引による取引高	213	282

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下の通りです。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 （千円）	当事業年度 （千円）
子会社株式	162,500	210,028
関連会社株式	5,000	5,003

２．減損処理を行った有価証券

前事業年度（2024年３月31日）

当事業年度において減損処理を行い、関係会社株式評価損11,000千円を計上しております。

当事業年度（2025年３月31日）

当事業年度において減損処理を行い、関係会社株式評価損36,500千円を計上しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

２．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
確定拠出型退職給付制度に係る費用	8,472千円	8,051千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
繰延税金資産		
貸倒引当金	45,704千円	70,757千円
関係会社事業損失引当金	346	572
未払事業税	3,494	13,381
税務上の繰越欠損金	13,758	－
資産除去債務	8,620	6,133
関係会社株式評価損	243,998	366,663
投資有価証券評価損	33,865	34,859
減価償却超過額	7,447	18,715
その他	4,027	8,438
繰延税金資産小計	361,264	519,523
評価性引当額	△323,914	△519,523
繰延税金資産合計	37,349	－
繰延税金負債		
資産除去債務	2,076	－
繰延税金負債計	2,076	－
繰延税金資産の純額	35,272	－

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
法定実効税率	税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	30.6%
（調整）		
永久差異		1.6%
住民税均等割		0.5%
評価性引当額の増減		87.9%
留保金課税額		22.9%
その他		△1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		142.3%

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（共通支配下の取引等）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項の「重要な会計方針　５．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期末減損損失累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産								
建物	59,680	54,216	54,780	59,116	2,815	56,301	84,066 (56,301)	0
工具、器具及び備品	45,761	3,468	28,120	21,111	13,823	7,287	14,094 (7,287)	0
有形固定資産計	105,442	57,685	82,900	80,227	16,638	63,588	98,161 (63,588)	0
無形固定資産								
商標権	141	－	41 (41)	99	99	－	14	0
無形固定資産計	141	－	41 (41)	99	99	－	14	0

（注）１．当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物の増加額

オフィス移転によるものであります。

工具、器具及び備品の増加額

オフィス移転によるものであります。

２．当期減少額欄のうち主なものは、次のとおりであります。なお、当期減少額欄の（　）内は内数で、減損損失計上額を記載しております。

建物の減少

オフィス移転によるものであります。

工具、器具及び備品の減少額

オフィス移転によるものであります。

３．当期償却額欄のうち（　）内は内数で、減損損失の計上額を記載しております。

４．「当期首残高」及び「当期末残高」については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区　分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	149,262	75,230	－	224,493
株主優待引当金	7,261	9,922	6,031	11,152
関係会社事業損失引当金	1,131	686	－	1,817
計	157,656	85,838	6,031	237,463

（２）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月
基準日	毎年３月31日
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日 毎年３月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	－
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載ＵＲＬ：https://zuu.co.jp/company/info/
株主に対する特典	対象 毎年３月末日時点の当社株主名簿に記載又は記録された400株以上保有の株主様を対象といたします。 優待内容 対象となる株主様に対し、「株主優待ポイント表」に基づいて、株主優待ポイントを進呈します。株主優待ポイントは、株主様専用WEBサイト「ZUU・プレミアム優待倶楽部」において、食品、 電化製品、及び体験ギフトなど5,000種類以上の商品からポイント数に応じて交換可能です。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第11期）（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）2024年６月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書
事業年度（第11期）（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）2024年６月28日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及びその添付書類
（第12期中）　（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）2024年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書
2024年６月７日関東財務局に提出
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づくものであります。
2024年６月７日関東財務局に提出
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づくものであります。
2024年６月27日関東財務局に提出
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づくものであります。
2024年11月14日関東財務局に提出
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第19号の規定に基づくものであります。
2024年11月15日関東財務局に提出
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の規定に基づくものであります。
2025年２月26日関東財務局に提出
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づくものであります。
2025年３月31日関東財務局に提出
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づくものであります。
2025年５月21日関東財務局に提出
金融商品取引法第193条の２第１項及び第２項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の４の規定に基づくものであります。

(5) 訂正有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第11期）（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）2024年７月31日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年６月26日

株式会社ＺＵＵ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口　泰広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中井　雅佳

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＺＵＵの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＺＵＵ及び連結子会社の2025年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高（金融トランザクション収益）の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社ZUU（以下、会社）のフィンテック・トランザクション事業の売上は、金融トランザクション収益及びPDCA関連サービス収益等で構成されている。 連結財務諸表【注記事項】（収益認識関係）に記載の通り、金融トランザクション収益は1,548,489千円であり、連結売上高の52%を占めている。 金融トランザクション収益の主な内容はコンサルティング売上、金融商品仲介、保険代理に関する手数料、不動産売買に関する顧客紹介や仲介手数料等であり、主に顧客との契約に基づき、顧客にサービスが提供された時点で収益を計上している。 会社の売上高は、例年第4四半期連結会計期間が他の四半期連結会計期間に比べて大きくなる傾向にある。特に連結会計年度末日付近のコンサルティング売上については、年度予算の達成可否という観点で重要であり、計上された売上高の帰属する会計期間を誤ると連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。 以上を踏まえ、当監査法人は、金融トランザクション収益のうち、コンサルティング売上の期間帰属の適切性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、売上高（金融トランザクション収益）のうち、コンサルティング売上の期間帰属の適切性を検討するために、主として以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 売上高の認識プロセスに関連する内部統制の有効性を評価した。評価にあたっては、特に収益認識時点の判断根拠となる顧客からの検収の事実を、複数の部署（事業を主管する事業部、及び当該事業部から独立した組織であるコーポレート部）により確認する統制に焦点を当てて評価を実施した。 (2) 実証手続 売上高が適切な連結会計期間に認識されているか否かを検討するため、第4四半期連結会計期間に計上された売上高のうち、金額的重要性が高い取引について、以下の監査手続を実施した。 ・コンサルティング売上については、「役務提供が完了したこと」の確認証憑を閲覧するとともに、納品された成果物等を査閲して役務提供が当期に完了していることを確かめた。 ・役務提供完了日や取引諸条件について、取引確認を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ＺＵＵの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ＺＵＵが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。**
- **財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。**
- **内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年６月26日

株式会社ＺＵＵ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口　泰広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中井　雅佳

＜財務諸表監査＞
監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＺＵＵの2024年４月１日から2025年３月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＺＵＵの2025年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項
　監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高（金融トランザクション収益）の期間帰属の適切性
監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（売上高（金融トランザクション収益）の期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

**　その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。**

**　当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。**

**　財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。**

**　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。**

**　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。**

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

**　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。**

**　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。**

**　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。**

財務諸表監査における監査人の責任

**　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。**

**　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。**

- **　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

**　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。**

**　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。**

**　監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。**

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。